

(開会 午前 9時00分)

○小澤委員長

決算審査特別委員会開会前に、市長及び議長より発言を求められておりますので、これを許します。

○北村市長

まず、台風19号の豪雨によりまして、河川の決壊・氾濫等により犠牲となられました皆様、被災されました多くの皆様方に対して、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

既に皆様ご案内のとおり、水村議会事務局長が去る10月20日に急逝されました。長年にわたり市政発展のためにご尽力をいただき、現在は八街市議会の事務局長として議会と執行部の橋渡し役を担っていました水村君に突然の死が訪れました。水村君の死に直面し、いまだに亡くなったことが信じられません。また、あまりにも早い逝去に、ただただ残念であります。今は、長年のご労苦に感謝しつつ、その死を悼み、心からご冥福をお祈りいたします。

○鈴木議長

台風19号の豪雨により犠牲となられました方々、そしてお亡くなりになりました水村議会事務局長に追悼の意を表し、心からのご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

(黙祷)

○小澤委員長

決算審査特別委員会を開催することとなりました。本委員会の役割が十分果たせるよう務めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は18名です。この委員会は成立いたしました。

本委員会の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員に山田雅士委員、小川喜敬委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当特別委員会に付託された案件は、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、以上の6件です。

本日は、議案第9号、平成30年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、歳入全款及び歳出は総務常任委員会所管事項の審査を行います。

審査の順番は、お手元に配付の決算審査特別委員会審査予定表により行います。

委員の皆様申し上げます。

質疑は、議事運営の能率を図る上から、決算書等の内容に沿ってページ数を明示した上で内容を明解にして質問されますよう、お願いいたします。

また、本特別委員会の発言時は、ご自身でマイクのスイッチを押して赤に点灯してから発言をしてください。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して赤を消灯させてください。よろしくお願いいたします。

これから歳入の審査を全委員で行います。委員一人当たり1回の質疑時間は答弁を含め10

分程度とし、交代制を導入して行いますので、よろしくお願ひいたします。時間が終了しましたら、呼び鈴でお知らせいたします。

最初に、歳入1款市税から11款交通安全対策特別交付金の審査を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、歳入全般に対しましてお伺いしたいというふうに思います。

財政状況について、決算資料の4ページですけれども、八街市の経常収支比率は95.5パーセントということで、この数字からいきますと、財政の硬直が進んでいるという判断になるわけですけれども、この経常収支比率を押し上げている原因、これはどのように分析しているのか、この辺についてお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

経常収支比率は95.5パーセントで、前年比較2.5ポイントの悪化というような表現をさせていただきます。これにつきましては、人件費、物件費、繰出金、それぞれが前年比較で1ポイントの増というような状況でございます。

まず、人件費は、職員給の増、また再任用職員の増、両方で18名の増ということになりますので、その分で人件費が増えたというところ、それから物件費につきましては、教育関係のコンピュータの導入、あるいは外国語指導助手の導入ということで増をしている。もう1点の繰出金につきましては、介護保険、後期高齢者、ともに増となっております。

今後、この経常収支比率につきましては、今回小中学校でエアコンを入れておりますので、その辺の公債費あるいは物件費の増額、あとは高齢化に伴います扶助費の増などが想定されております。こういったことを含めた中でも、今後についても市税収の確保あるいは事務事業の見直しということを引き続き実施をしながら、削減を徹底して財政健全化に努めていくというような方向で考えております。

○丸山委員

今後、人件費、それから扶助費、公債費が増えていくという答弁でございました。

財政の健全化比率、もう一方ではこういった見方があって、赤字ではないよという、現在八街市は赤字ではないという、そういう方向が出されているわけですけれども、その辺につきまして、来年度以降、どのような状況に、今のままでいったらばなってしまうのか、それについてはどうなんでしょうか。

○會嶋総務部参事

今お話がありましたとおり、机上での数字はどの項目を見ましても、今のところは大丈夫ではないかというような判断はされています。

しかし、これも先ほどの話と一部リンクはするんですが、経常的な経費が増えていく、さらに今年、来年くらいには公債費面での借り入れの残高がまた右肩上がりになって、あと1年、2年くらいまでは、もしかすると高いところを推移するということになります。となれば、当然公債費の返済額は増えていくということになりますので、このままここ数年いい方向に向かっている状況ではあったものの、将来2年、3年間は横ばいもしくは悪化の方向に向

かっていくような予測はしております。

ただ、それを何かの手段で悪くなる方向を少しでも抑えていくような方法を、今何かないかというところで財政担当としては考えているところでございます。

○丸山委員

今後は、収入をいかに増やしていくかというところの検討が求められていくのではないかと
いうふうに思います。

これからやるところを伺っていきたいと思うんですけども、市の収入をいかにして増やして
いくのかという点では、今、国の方は地方交付税をどんどんと減らしていると、最終的には
市の収入源がどんどんと少なくなっているというそこら辺も、国に対しては物申していく
必要があるのではないかと。

それと、いま一つは、八街市の収入をいかにして増やしていくのか。そういう点では、地域
経済活性化を進める施策を進めて税収を増やしていくという、そういった取り組みが本当に
今ここでやられていかなければいけないのではないかとというふうに考えるところであります。
ぜひ、そういう点での取り組みもご検討いただきたいというふうに思います。

次に、市税についてですけども、これは決算書の16、17ページですけども、前年度
と比較して、収入済額では7千900万円の減となったわけですが、この原因は法人数の減
少によるものだというような説明がございましたが、今年度また来年度の見通しは、今後ど
んなふうな状況になっていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○井口課税課長

それでは、税目ごとに順を追ってご説明したいと思っております。

個人市民税の現年分につきましては、若干の増となったわけですが、こちらは納税義務者数
が155名ですか増えまして、所得割の方も若干現年分については増えておったんですが、
実際ここもう5年以上にわたって生産年齢人口が毎年2パーセント以上減っているという状
況がございまして。それから、人口も減っているという状況の中で、65歳以上の納税義務者
の方が増えているのであろうというような状況でございまして、何年かはこういった状況
が続くとは思いますが、いくいくは減少傾向も顕著になってくるというような状況だとい
うふうに分析しております。

それから、法人市民税につきましては、今年度は全体といたしまして減となったわけですが、
法人の申告件数が20件ほど減っておりまして、法人税割額の方も減っているという状況で、
あまり経済情勢はよくないのではないかと。今年の9月に日銀が実施した日銀の短観を見ま
しても、大企業、中小企業ともあまりいい状況ではないというような判断をしているという
ことでございまして、法人の住民税に限っても厳しい状況であろうということでござい
ます。

それから、昨年度に大きく減ったのが固定資産税でございまして。こちらは、固定資産税の評
価替えがございまして、その関係で家屋の方の評価が下がりまして、非常に減ったという状
況でございまして。家屋の評価の減による調停の減というものが約9千万円、5.9パーセン
トほどの減でした。こういった現象が3年に一度来るということで、ほかのものを申し上げ
ますと、土地は0.4パーセント増、償却資産が3.1パーセント増という状況でしたが、

土地はほぼ横ばい、償却資産につきましてもここ数年10パーセント以上の伸びがあったんですが、去年は3パーセントということでかなり伸びが鈍化してきているということで、この辺についても厳しい状況ではないかということでございます。

それから、次に固定資産税の中に国有資産等所在市町村交付金というものがございます。これにつきましても、北総中央用水の職員寮、宿舍の方が、今年度で多分除却されてなくなってしまうということで、そこから上がってくる交付金というものはなくなります。それから、あとは県営住宅、それと東京都八街学園の職員寮ということで、このあたりは安定して入ってきますけれども、あまり額的には大きくないので、それほど大きな額を期待できるものではないというふうに考えております。

次に軽自動車税ですが、軽自動車税につきましても、今年度、数値的には800万円ほど現年度分は増えているわけですが、こちら登録台数がまず101台増えたということ、それから車がグリーン化特例で5千400円とか50パーセントとか割引されていたものが1万800円、2年目から普通課税に戻りまして、そういったものがあったということで増えているわけですが、これにつきましても、人口が減っていく中では車の登録台数というものはだんだん減少していきだろろうということで、あまり先々にわたって期待できるものではないというふうに考えております。

それからたばこ税です。たばこ税は毎年引き上げておりまして、引き上げている状況の中でも売渡本数がどんどん減少しておりまして、毎年のように減っていると。それから加熱式たばこの紙巻きたばこに換算する本数についても、紙巻きたばこに近付けようということで、だんだん基準が厳しくなっているわけですが、それでも売渡本数は伸びないということで、これもあまり期待ができないという状況でございます。

それから、最後に都市計画税でございますけれども、こちら固定資産税と呼応しておりまして、ほぼ同じ動きをするということで、非常に厳しいということで、市税全体として考えますと、あまりこういう人口減とかという状況の中では期待できるものではないという状況でございます。

以上でございます。

○小澤委員長

丸山わき子委員に申し上げます。1回の質疑時間が10分を越えましたので、ほかの委員と交代をお願いします。

○丸山委員

これだけ、すみません。時間超過ということですが。今後は大変税収が厳しい。本当に厳しい状況になると各項目の説明をいただいたんですけども、本当に人口減と伴っての税収も減になっていくというようなこともありまして、これは本当に、先ほども申し上げましたけれども、税収をいかに増やしていくのかという取り組みが、八街市に求められているということを、改めて感じたところです。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

では、ご質問させていただきます。

主要施策の9ページでございますけれども、歳入、地方債の借入額の推移ということでございますけれども、こちらを見ますと、地方債の残高は年々減ってきているということで、市長をはじめ部局の皆様には大変ご苦勞をかけていらっしゃるというふうに思っております。

その中で、平成27年度から特に借入額が増加していると、今参事の方の答弁にもあったとおりにございますけれども、この要因を教えてくださいませんか。

○會嶋総務部参事

この場でこの質問に答弁してよろしいんですか。今は地方債の話みたいですが。

○小澤委員長

石井孝昭委員に申し上げます。質問を変えていただけますか。

○石井委員

借入れ額についても一緒ということですので、その質問はそのときにさせていただきたいと思えます。今はいいです。

○小澤委員長

11款まで、よろしいんじゃないですか。

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

今の市税について、(聴取不能)ということでしたけれども、不納欠損額が9千886万円となったということで、その中で、地方税法第18条の消滅時効による件数が6千783件あるというようなことですが、これは何人くらいだったのか、その辺についてお伺いいたします。

○渡邊納税課長

消滅時効につきまして、人数でございますが、2千625人でございます。

○丸山委員

それで、この2千625人のうち管外の対象者というのはどのくらいあったのか、その辺はどうでしょうか。

○渡邊納税課長

申し訳ございません。管外までは把握してございません。

○丸山委員

滞納者の中には、市内に生活する方ばかりではなくて管外にいる方もいるわけで、そういう方々に対しては、どのような対応をされているのか。特にこういった消滅時効を迎える方々に対してはどのような対応をされたのかということお伺いしたかったんですが、何人いるかは別にして、管外にいる方々に対する対応というのは、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○渡邊納税課長

市外、それから県外の方々、管外でございますけれども、そういった滞納者の方々に対する

滞納整理でございますが、例年大体9月頃から管外の方々の滞納整理の調査をはじめます。管外については、大体5年間で一巡するように調査を行っておりまして、その調査の中で、特に11月と12月を集中滞納整理の期間ということにしてございますので、その中で市外、管外の調査する中で、財産があった方々を中心に滞納処分を行っているところでございます。

○丸山委員

そうしますと、管外にいる方は、市内の方よりもその対応というのは、接触する機会等は少なくなるということを考えてよろしいですか。

○渡邊納税課長

特に遠距離の方々については、なかなか臨戸等をできませんので、書類調査、書面で調査を行った上で、財産があるかどうかということ把握してございます。

○丸山委員

この間、管外での滞納整理というのはどのくらいあるのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○渡邊納税課長

昨年の9月から11月までの状況を申し上げますと、まず、市外県内の方は314人、それから県外については90名、合計404人を対象に滞納整理を行っているところでございます。

ローテーションで地域を設定して行っておりますので、昨年につきましては、県内でございますと千葉市、山武市、大網白里市、酒々井町を対象に行いました。それから、県外につきましては、東京都を中心に行ったところでございます。

○丸山委員

いろいろと遠距離になると対応が大変になるのかなということは感ずるところですけれども、市内にいる市民とは対応が緩いのかなという感じもしないではないんですけれども、今後、管外の対策も検討させていただきたいというふうに思います。

それと、収入未済額についてお伺いいたしますけれども、11億1千900万円となっております。これは市民税、または固定資産税、軽自動車税、都市計画税とあるわけですが、それぞれこれは何人だったのかお伺いいたします。

○渡邊納税課長

人数でございますが、税で重複されている方もおりますので、延べ数になってしまうのですが、まず市民税の普通徴収につきましては3千972人、市民税の特別徴収につきましては207人、それから固定資産税・都市計画税につきましては2千319人、軽自動車税につきましては2千39人、それから法人市民税につきましては97人、延べで合計でございますが、8千634名という状況でございます。

○丸山委員

約8千600人ということですが、こうした中で緩和措置がとられた方というのはいらっしゃるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○渡邊納税課長

平成30年度につきまして、申請による猶予措置でございますが、徴収の猶予につきましては2名の方がございました。

○丸山委員

かなり経済が大変な中で、市民の皆さんの納税というところでも厳しさがあるかと思うんですが、徴収猶予2名だけがこの緩和措置にあてられたということのようではございますけれども、納税者との個別折衝の中で、分納誓約書といったものも当然作られて納税していただくという対応をとったんじゃないかなというふうに思いますが、こういった分納誓約書というのはどのくらいの方々に対してされたのか、その辺はわかりますでしょうか。

○渡邊納税課長

申し訳ございません。平成30年度の実績につきましては手元に資料がございません。ちなみに平成29年度につきましては、分納誓約の件数でございますが、92件ございました。

○丸山委員

滞納に対しましては、支払いできるような、そういう環境をつくっていくことが必要じゃなかろうかというふうに思います。また、これにつきましては後ほど質問させていただきたいと思います。

○小澤委員長

丸山わき子委員に申し上げます。1回の質疑時間10分を越えましたので、ほかの委員と交代をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

決算書19ページでございます。1点だけお聞きしたいんですけれども、ゴルフ場の利用税交付金についてでございますけれども、これはどのくらいの人数で納付が、どのくらいの利用でされたのかお聞きしたいと思います。

○會嶋総務部参事

利用者数ですが、1日当たりの数字で申し訳ございません。平成30年度は1日当たり65人というデータで計算されております。

○石井委員

1日当たりは平均ということですかね。この利用税は、毎年この決算で数が出てくるんですけども、この変遷、どのような数字になって、右肩上がりになっているような気がするんですけども、1件当たり、たしか、これはバーディゴルフということで換算していると思うんですけど、恐らくゴルフ場の等級としては2級ゴルフ場ということに値していると思うんですけども、そのような理解と、1件当たり、例えば利用者さんからどのような金額を徴収しているのか。それと、例えば70歳以上の利用者についてはたしか無税、減免されていたと思うんですけど、その辺がわかれば教えてください。

○會嶋総務部参事

税額は1千150円となっております、交付分はそのうちの7割計算になります。

それと、年齢のことにつきましては、申し訳ございません、存じ上げておりません。

○石井委員

例えば去年と一昨年との総額の金額を教えてくださいませんか。

○會嶋総務部参事

平成29年度がゴルフ場利用交付金が1千885万3千100円、今年度が1千921万6千960円、ちなみに平成28年度が1千740万2千490円ということで、微増ながら右肩上がりでございます。

○石井委員

利用税が増えているということは、とてもよいことだというふうに思うんですけど、バーディゴルフのこれはゴルフ場の利用税ということで、利用者が増えているということの証でしょうけども、近隣の開発、バーディゴルフ場近辺のドックラン等の開発等については、固定資産税はどのような伸びを示しているのか、押さえている範囲で結構ですけど、教えてください。

○井口課税課長

申し訳ございません。バーディゴルフ場の周辺のドギーズアイランドの関係については、手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○石井委員

恐らく、開発の費用等については、一時的な手を付けたときに関しては、今、市はお金をとっていないということになっていると思うんですけども、毎年毎年拡大を示していると思います。それについて今後どのような、固定資産税の伸びを推測しているんでしょうか、教えてください。

○井口課税課長

まず、建物が建ちまして、周囲が宅地化されていきますので、そういったことで、畑だったり山林だったところが宅地化して固定資産税が上がってくると。それから、新しく建てていただいた建物からまた固定資産税が上がってくるといったような状況でございまして、今は恐らく、前に調べてときには数百万円単位だと思うんですが、後ほど正確な数字についてはお答えしたいと思いますけども、その前は畑ですからほとんど税金としては上がっていないという状況からそういった状況になってきているということで、まだ新しく建物を建てたいというようなお話も伺っていますので、今後も少しずつではありますが、固定資産税の伸びというものは期待できるというふうに考えております。

○石井委員

施設の従業員さんとかキャディーさんとかを含めてですけども、近辺の方の従業員寮とか見受けられますけれど、その法人市民税等に関しての伸びについてもどのような把握をいたしますでしょうか。

○井口課税課長

夏頃、ドギーズアイランドの方にお邪魔しましてお伺いしたときには、50名ほどの方が働いていらっしゃるということでございまして、そちらの方から市民税の方をいただいているということで、50名いらっしゃれば数百万円単位のものがあるのではないかとというふうに

考えております。

それから、ドギーズの会長さんも八街に住所を置いていただいておりますので、そちらからも相当な額の市民税というものをいただいておりますので、かなり市としてはメリットがあるというふうに考えております。

○石井委員

では、後ほど大体というか、具体的な数字がすぐ出ないと思うんですけども、大体の数字、方向性をわかればお示しいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○小澤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○丸山委員

それでは、18、19ページの地方消費税交付金についてお伺いいたします。

前年度より1億636万円、9.72パーセントの増となっているわけですがけれども、この増による財政効果、財政の運営の効果、これはあったのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

地方消費税交付金でございますが、こっちの交付金というものを、八街市でも社会保障費財源という形でそれを充当した形にしております。その中で、その額が増えれば増えた分だけ一般財源と言われますその分については多少楽になるというような、計算上はそういうふうになっています。

ただ、こういった事業をやるから消費税をいただくという考えではなくて、こういった事業をやるために財源は何かないかということで、消費税ということが考えられたというふうに理解していますので、これが上がったからこういった事業をやるというような方向では考えてはおりません。

○丸山委員

国は、消費税の交付金は、全て社会保障に充てるようにと自治体に指示しているわけですね。社会保障があたかも充実するかのような、そんな印象を受けているわけですがけれども、実際には民生費、衛生費の国庫補助金は1億7千万円の減となっているわけです。財源の置換えでしかない、そのように受け止めるわけですがけれども、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○會嶋総務部参事

民生費、衛生費の財源の考え方につきましては、各担当課がそれぞれ詳しい分析をしていると思います。

それで、置き換えというふうに机上でそういう計算をされてしまうと、そういうふうに差し引きすればその分はこっちから入っているというような、ただ色が変わっただけだろうというふうに判断することも可能かと思いますが、財政担当とすれば、それはあくまで計算上の問題ですので、国の考え方がそういう考え方であれば、私どもはその考え方に従うしかござ

いません。

○丸山委員

10月から消費税が10パーセントになったということで、来年度以降、当然この交付金が増えてくるのではないかというふうには思いますけれども、実際には、先ほど申し上げましたように、民生費、衛生費の国庫補助金をどんどん減らしていってしまうと、実際には充実ではないと、まさに財源の置き換えであるというふうに思うわけですが、こういった点では市民にとっても、また自治体にとっても、消費税増税による負担というのは増大してくることは明らかなというふうに思うわけです。

こういった点で、市長にお伺いするのは、この消費税増税による見解です。本当に八街市にとって経営が楽になるのかどうか、また市民の暮らしはどうなるのか、そういった心配があるのかどうか、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

○北村市長

今までも、八街市といたしましても、職員の削減等や行財政改革を行いまして、そうした経費を捻出しておったところでございますけれども、これらにつきましても、行財政改革の対応も限界というふうに感じております。そうした中におきましても、自治体の行政サービスはさらに高めなければいけないというふうに考えておりますけれども、私どもといたしましては、その財源不足ということにつきましては、さらに地方交付税法定率の引き上げ等を含めたことを国に再三申し上げておるところであります。

また、この増税分が、今丸山委員からご指摘のあったところでございますけれども、教育・子育て、それから社会保障費等の充実を図るための財源というふうに国は打ち出しておりまして、全国市長会におきましても、この持続的な社会保障制度を構築するため、その安定的財源確保の観点から、この消費税増税分は確実に実施するよう、決議、提言しておりますので、そういう面につきましてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○丸山委員

何度も申し上げますけれども、どう見ても民生費あるいは衛生費関係の国庫補助金が減らされているという点では、本当に財政は厳しくなると。

次の地方交付税についてお伺いしたいと思います。20、21ページです。

地方交付税は年々減少しているわけです。市長はこれを増やしていただくようにと国に申し上げたいということを言っていましたけれども、本当に平成30年度は平成27年度以降最低の交付税額になっているということで、これは、地方交付税と同じ役割を持つ臨時財政対策債を合わせても44億6千700万円ということで、過去7年間の最低となっているわけです。

そういった点では、平成30年度の自由に使える財源というのは、市税収、それから地方交付税、臨時財政対策債と合わせて118億7千600万円。で、地方消費税交付金、今言っていた地方消費税交付金を充てても年々減少しているということで、このままいったら来年度もこういった地方交付税の減につながっていくのではないかという心配があるんですけれども、その辺の見込み、来年度の見込みというのはどんなふうか。

○小澤委員長

丸山委員に申し上げます。決算書の内容に沿ってご質問をお願いいたします。

○丸山委員

地方交付税をやっているんですよ。地方交付税が減らされてきているけど、来年度はどうなんでしょうかと聞いています。

○小澤委員長

お答えできますか。

○會嶋総務部参事

今お話のありました普通交付税と臨時財政対策債、これは起債の方の絡みになってしまうんですけれども、当然交付税だけでも平成29、30年で減、合算しても減ということで、ここ数年減少傾向にある。ちなみに今年度、令和元年度については若干ではありますが増加しております。これはいろいろな数字のからくりがございますので、国全体でも当初では1.1パーセントぐらいの増というような形で、予算を編成する段階では示されておまして、八街市もそれにのっかって多少上がったということがございます。

これは、単純な考え方でいきますと、歳入が減れば交付税が増える、需要が減れば交付税が減るといような単純な考え方がまず根底にありますので、八街市が国の方針どおりに増えるのか減るのかというのは一概には言えませんけれども、ここ数年来の傾向から言いますと、おっしゃっているように減少の方向に向いているということで、その減少する原因が国全体の予算が減ったために減少になったのか、八街市の収入が多少増えたから減少になったのか、八街市の需要が減ったから減少になったのか、その辺は事細かに分析する必要があるかと思いますが、少なくとも上向きになるというような予測はしてはございません。

○丸山委員

来年度に向けて大変厳しい分析をされています。確かにそうだなというふうに思うんですけれども、また地方交付税交付にあたって、国の方は、平成28年度からトップランナー方式というのを導入しているわけですが、平成30年度のトップランナー方式による減額がどの程度あったのか、お伺いいたします。

○會嶋総務部参事

平成30年度は、まず需要額の方で約3千万円、収入額の方で2千万円、合計で5千万円程度の影響額があったというふうに計算しております。

○小澤委員長

1回の質疑時間が10分を越えましたので、他の委員と交代してください。

ほかに質疑はありますか。

○丸山委員

先ほどのトップランナー方式のところですが、地方交付税は地方の固有の財源であるというふうに思います。自治体の重要な財源であるということで、この地方交付税の算定方式を改めさせていく必要があるのではないかとこのように思います。これは市税等の徴収率に関わってもペナルティーをかけているわけですね、地方交付税交付にあたってはね。そう

いった本当に、国に対して公平な交付税措置を求めていくべきではないかというふうに思いますけれども、市長は、こうした国の偏った交付税のあり方に対し、全国市長会あるいは国に対してきちんと意見を言っていたらいいということをおっしゃりたいんですが、いかがでしょうか。

○北村市長

いわゆるこのトップランナー方式でございますけれども、地方の努力による創意工夫をしたインセンティブが逆に阻害されまして、地方の改革意欲を損ねるといような面もございます。この一律行政コストの削減というようにないよう、そして十分留意をすること、そして特に地方交付税の基準財政需要額につきましては、地方自治体の標準的水準における行政を行うために必要となる経費を十分反映していただきたい、留意していただきたいということを再三全国市長会でも申し上げておまして、このトップランナー方式による方式が必ずしもいろんな意味での地方の創出や意欲を、歳出削減努力以外のところで評価されてはいけないということは再三申し上げておまして、こうしたトップランナー方式による財政削減、地方財源の削減というものは、自らの創意工夫を逆に阻害されるということを再三申し上げておまして、国にはそうした意味の発言をしておるところでございます。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは歳入についてお伺いします。8ページ、市税についてお伺いします。

市税は大変徴収強化が行われております。その中で、まずお聞きしたいのは預貯金の差し押さえ、それから給与、その他、その他は保険等ですけど、この3項目の差し押さえについて、平成30年度は何件だったのか、お伺いします。

○渡邊納税課長

差し押さえ件数でございますが、まず、預貯金につきましては、平成30年度は404件でございました。それから給与でございますが278件でございました。あとその他ということで申し上げますと108件。その他はそれ以外にもろもろありますが、トータルで864件の差し押さえを行ったところでございます。

○京増委員

この3項目の差し押さえは、それぞれ前年度と比較して何件増えているんでしょうか。

○渡邊納税課長

まず預貯金でございますが、平成29年度、平成30年度の比較では、30件減少しております。それから給与でございますが、対前年度との比較では121件の増加となっております。あと、その他でございますが、対前年比で4件のマイナスとなっております。

○京増委員

徴収強化の中で、預貯金の差し押さえは前年度よりも30件減っているということですが、この減った理由については、毎年預貯金の差し押さえが今まで増えてきておりましたけれども、もうこの預貯金からの差し押さえは件数を増やすことができないぐらい厳しくなっていると

いう、そういうあらわれなんですか。

○渡邊納税課長

そういう厳しくなっているというところではございません。まず、千葉県の方からのある程度指導というか参考意見もございまして、まずは給与、その後預金、それから生命保険、そういった順番に調査を行っていった方がよいただろうというようなご指摘もいただいておりますので、まずは給与等からの調査を行い、差し押さえを進めたというところでございます。

○京増委員

県の指導で、まずは給与の差し押さえを一番に重視していくということで121件増えた。この給与を重視して差し押さえをすると、本当に市民の暮らしは生きていけるかどうかという瀬戸際の状況になっている方が多いということがあらわれます。働く本人には手元に10万円しか残らない。家族一人につき4万5千円。

○小澤委員長

京増藤江委員に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、注意します。決算審査に基づいてお願いします。

○京増委員

決算審査で歳入について聞いております。市民の暮らしに関係していますから、その徴収強化というのは。

それで、本当にもう市民の暮らしに余裕がなくなってきていると、そのあらわれだと思います。給与からそれだけ差し押さえが増えていると。今回も災害がありましたけれど、余力がなければリフォームをしておきたくても本当にできない。市民の暮らしはますます貧しくなる。そういうふうを感じるんですけど、この給与の差し押さえをまずやっていくということは、市民の暮らしについてどういう影響があるのかということについてお伺いしたいと思います。

○渡邊納税課長

給与の差し押さえにあたりましては、きちんと勤務先の会社に照会をしております。その中で、差し押さえ可能額があるかどうかということ判断させていただいて実施しておりますので、市民の皆様、滞納されている方々の生活が困窮するようなことがないようにということでは、配慮させていただいております。

○京増委員

市民の暮らしを守るということを第一に考えなければならないと思います。

次に、意見書、8ページですけれど、市税不納欠損についてお伺いします。

この不納欠損、まずは地方税法第15条の7第4項ですけれど、滞納処分の執行停止が3年継続によるということで不納欠損にしております。この市税の中で、私も平成27年からずっと調べてみますと。

○小澤委員長

京増委員に申し上げます。どのページのどの部分で質問されているのでしょうか。

○京増委員

8ページの不納欠損の表です。決算意見書8ページの市税不納欠損の内訳についてお伺いしております。

○小澤委員長

決算書の1ページから21ページの中で質問を。

○京増委員

ですから、これは歳入ですから、この決算書の8ページから不納欠損があるわけではないですか。不納欠損額というのがあるわけですから問題はないでしょう。不納欠損についてお伺いするのだから。これも使わなかったら全然わからないじゃないですか。いいですか。

この第15条の7第4項というのは、生活を窮迫するおそれがある場合には適用されるとなっておりますが、この平成27年から30年を見ますと。

○小澤委員長

京増委員に申し上げます。1回の質疑時間が10分を越えましたので、まだ質問は続きますか。あとどれくらい続くんですか。

会議中ですが、ここで10分間休憩をします。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時19分)

○小澤委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊納税課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○渡邊納税課長

申し訳ございません。先ほど丸山委員の方から、分納誓約の平成30年度分の件数についてお答えできておりませんでしたので、ご報告申し上げます。

平成30年度につきましては、50件でございました。

○小澤委員長

質疑を許します。

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

さっきからの続きで歳入、市税の不納欠損についてお伺いします。参考としては決算審査意見書8ページでございます。

この決算審査の意見書には、地方税法第15条の7第4項、それから同じく5項、そして地方税法第18条第1項の不納欠損額の内訳があります。私が特にお伺いしますのは市民税、地方税法第15条の7第4項についてですけれど、前年度よりも執行停止の件数が減っております。そして固定資産税は特にそうなんですけれど、毎年件数、それから金額ともに減っております。このことについてお伺いするんですけれど、生活が苦しくなっている中では、執行停止の件数は増えて当たり前ではないかと思うんですけれど、平成30年度に執行停止をされなくなった方たちについては、個別にきちんと対応をされてきたのかどうか、お伺い

します。

○渡邊納税課長

京増委員がごらんになっている表につきまして、地方税法の第15条の7第4項につきましては、これは、まず無財産の方、それから滞納処分、生活困窮によって滞納処分することによって生活を悪化させるおそれがある方、それから所在不明者の方、こういった方々がこの第4項の中に含まれております。中には確かに生活困窮の方もいらっしゃいます。特に多いのが生活保護の方々でございます。

納税課の方で毎年対象者は抽出をして、審査を行った上で、滞納処分の停止としておりますが、これにつきましては、年によって多かったり少なかったりします。例えば平成28年度から29年度にかけては増えております。それから、平成27年度から28年度にかけては逆に減っていたりとか、年度によって異なっております。増えてきてしかるべきというお話でしたが、特に抽出する中で、毎年増えていくというようなものでもございませんので、ご承知おきをいただければと思います。

○京増委員

確かに、市民税については多い年、少ない年があります。しかし、固定資産税については、件数が毎年のように減っております。ですからこの固定資産税については、また特に生活状況がどうなのかというところでは、しっかりとやっていかないと、生活がそれこそ困窮になっていくのではないかと思うんですけれど、この固定資産税の執行停止が毎年のように減っていく、このことについてはきちんと対応がされているのかどうか、お伺いします。

○渡邊納税課長

申し訳ございませんが、この税目ごとに滞納処分の停止を行っているわけではございません。その対象者の方個人に対して滞納処分の停止を行っておりますので、たまたま固定資産税の滞納があった方が多くいればその分多くなると、あるいはたまたまその年は固定資産税の滞納が少なかった方については少なくなるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小澤委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

以上で歳入1款市税から11款交通安全対策特別交付金の質疑を終了いたします。

次に、歳入12款分担金及び負担金から21款市債の審査を行います。

質疑を許します。

○丸山委員

それでは、決算書の23ページ、土木使用料についてお伺いいたします。

住宅使用料の収入未済額は2千272万9千円となっております。前年度よりも830万円の増となったわけですが、この滞納世帯数、それから収納率はどのような状況か、お伺いいたします。

○柿沼都市計画課長

平成30年度の市営住宅の使用料につきましては、使用料全体、これは駐車場使用料、繰越等を含めまして調定額が7千47万9千130円に対しまして、収入済額4千77万4千9220円で、収入未済額が2千27万9千910円で、収納率については、全体としましては67.75パーセントでございました。

滞納世帯数につきましては、平成30年度、過年度も含めまして57名になります。

○丸山委員

全体の収納率は67.75パーセントということですが、これは前年度、過去3年さかのぼるとどのような状況になってきているのか、お伺いいたします。

○柿沼都市計画課長

平成28年度分のデータを用意してございませんので、平成29年度につきましては、70.2パーセント、平成30年につきましては、先ほど申し上げました67.75パーセントでございますので、収納率の方は下がっている状況でございます。

○丸山委員

下がっているということのようではけれども。それと、あと収入済額も前年度よりも減となっております。この減となった理由は何なのか、その辺についてはどうでしょうか。

○柿沼都市計画課長

収納率が落ち込んだ原因としましては、市営住宅の管理者としての義務としまして、入居している方が生活していく上で、住環境の修繕に対しまして比重が多くなってしまったこと。これにつきましては、管理者として維持管理が重要であるという考えのもと、入居者の方にも義務を果たすよう促すことが重要だと思いましたので、住環境の整備の方に重点を置いてしまった点と、あと年金で生活する高齢者の方や所得が著しく低額になった方につきましては、市営住宅の使用料につきましては前年度の収入で積算しますので、極端に下がってしまった方とかがおられますので、その点で収納率の悪化につながったのではないかと考えております。

○丸山委員

もう一つお伺いしたいのは、長谷団地、九十九路団地の空き部屋が目立つわけですね。それで、今利用可能戸数に対して入居率ほどのくらいになっているのか、その辺についてお伺いします。

○柿沼都市計画課長

九十九路団地と長谷団地の入居率につきましては、九十九路団地が全体で96部屋ございます。長谷団地につきましては全体で120部屋。そのうち現在九十九路団地が72、長谷団地が100入居しておりますので、全体としましては79.6パーセントの入居率となっております。

○丸山委員

空き部屋に関しましては、この間も私は指摘をしてきたところではけれども、空き部屋にしておくということは、八街市の収入減にもつながってしまうという点では、100パーセン

ト使用可能にしていく必要があるのではないかと。公共施設というのは、市民のためのものですから、市民が利用できるその体制をつくっていくことは必要じゃないかと。特に、さきの台風のときも、利用したいという声に全て応えきれていなかったというのが実態ではないかというふうに思うんです。さきには、火事があったときにも、すぐ入れないからということで断らなければならない。緊急時にも市民が利用できない。普段も市民がなかなか入れる状況にはないという点で、常に整備を計画的に進めながら、一人でも多くの市民が、1世帯でも多くの市民が利用できるそういう努力が必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○柿沼都市計画課長

空き部屋につきましては、確かに今現在かなり多く残っております。その中ですぐに入居できるように整えることも可能だとは思いますが、その点につきまして、修繕費などがかなりかかってしまいます。空き部屋は入居者が常に埋まる状況であれば、修繕してすぐに入居という形もとれるとは思いますが、修繕した後、日数、年数とかかかってしまうと、空き家と同様にかなり中もクロス等が紫外線とか傷んでしまうとか、そういう点もございまして、入居者が決まった時点で修繕して入居していただくというのが、今とっている形でございます。

緊急用としましては、二部屋用意しているわけですが、埋まってしまった場合には、ない状況となってしまいますので、それにつきましては今後検討して、常に緊急で入れるような形をとれるように、検討させていただきたいと思っております。

○丸山委員

ぜひ緊急用、それから普段に希望者があつたらそれから準備して入るのではなくて、計画的に整備を進めておくということも必要ではなからうかと思っております。

それで、今回特に台風被害で対応できなかったのは問題だというふうに思います。今回もこの10月15日付の広報やちまたで、公営住宅の入居案内、ここでは八街市新規受け入れはありませんというお断りが入っているんですね。そうではなくて、八街市は入居率が79.6パーセントと大変低いわけで部屋があるわけですから、これは計画的に修繕を進めて、一人でも多くの方、困っている方に入らせていただく、そういう対応をすべきではないかというふうに思います。ぜひ、そういった点での改善を早急をお願いしたいというふうに思います。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

決算書23ページの手数料の件についてお伺いたします。

各種手数料、戸籍住民基本台帳手数料等ですけれども、市役所の本庁と山田台郵便局だったかと思うんですけれども、この辺の数の推移はどのくらいになっているのでしょうか、教えてください。件数で結構です。

○春日市民課長

戸籍住民基本台帳手数料に関しては、ここ数年来、平成29、30年度と、全体的に減少傾

向にあります。明確な理由は不明ですけれども、少子高齢化や人口減少などが原因だと思われるしております。

山田台郵便局に関しては、後ほど回答させていただきたいと思います。

○石井委員

ここに書いてあるのは、印鑑証明書とか諸証明は全体的に減っているということで、また後で数字を教えていただければと思います。

続いて25ページ、衛生手数料についてお聞きいたします。

清掃手数料の犬猫等の死体の処理手数料、これは8万3千580円となっているんですけれども、この内容についてお聞かせください。

○土屋クリーン推進課長

犬猫の手数料につきましては、主に市道上にひかれてしまった猫の処理ではなく、家庭で出たペットとして飼われていた犬猫をお預かりして焼却するための手数料になっております。それにつきましては、平成29年度が18件、平成30年度が21件とございましたので、件数については21件ございました。

○石井委員

この処理手数料は、1頭、1匹当たりどのぐらいいただいているんでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

1頭当たり3千980円いただいております。

○石井委員

税込みですね。税金が上がりましたからね。例えばですけれども、犬猫だけではなくてさまざまな今家庭で飼っている動物がありますよね。その処理に関しては結構困っている方がいらっちゃって、いらっしゃるといえるか、要は亡くなってその処分に関してはどのような基準で、どのような適用をしているんでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

さまざまなペットがいるお宅がございますので、うちの方は焼却処理をさせていただいております。動物用焼却炉という大きさがございますので、昨年、たしかヤギをペットで飼っておりましてというご相談がございました。焼却炉に入るかどうか問題でしたけれども、このヤギは小さいヤギでしたので、焼却炉に入るということでお預かりをさせていただきました。ですので、基準としては、うちの方の動物用焼却炉で焼けるかどうかということを経験にしております。

○石井委員

わかりました。

その下の農林水産手数料の農地関係証明手数料についてご質問させていただきますけれども、これは、たしか昨年度から始まった手数料徴収だったかと思っておりますけれども、この内訳、内容を教えていただきたいと思います。

○梅澤農業委員会事務局長

農地関係の証明手数料でございますが、証明手数料につきましては平成28年度から証明手

数料を徴収しております。昨年度につきましては、1件300円の85件という状況になっております。

○石井委員

この農地証明の証書に関して、具体的にどのようなところに提出する書類を提出者は求めているのでしょうか。農地転用に関してだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○梅澤農業委員会事務局長

まず、証明の種類でございますが、送付証明は、転用許可申請を県に送付したことの証明ということで、これは転用関係で業者さんがお使いになるものだと。あと、耕作者証明とか農業経営の実態証明等がございますが、農業経営の実態証明につきましては、よく外国人を雇うときに関係機関の方に提出するというふうには聞いております。その他、非農地証明と農地台帳の原本証明などがございまして、非農地証明につきましては、地目変更をする関係で法務局に提出するというところで把握はしております。

以上です。

○石井委員

各種証明書の中で、外国人の労働力ということで、さまざまな証明書の提出が義務化されていると思うんですけど、この証明書は結構増加の一途をたどっているのでしょうか。平成28年、29年、30年と。

○梅澤農業委員会事務局長

すみません。件数は今手元にはないんですけども、金額で申し上げますと、平成28年度は1万8千円、平成29年度は3万6千600円、平成30年度は2万5千500円ということで、平成29年度が多くて30年度は減っているということでございます。

○石井委員

ありがとうございます。

決算書27ページ、民生費の国庫補助金の児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金54万円について、これは具体的にどのような補助になって、どのように使用されたのか、ご質問いたします。

○高山子育て支援課長

こちらに関しましては、母子・父子自立支援員に係る報償費等に対する補助金になります。1名雇用している母子・父子自立支援員に対する交付金です。

○石井委員

自立支援員さんに対しての補助金の交付金ということですが、これ満額では足りないですね。お一人に充当するのでしょうか。

○高山子育て支援課長

報償費が216万円、あとその他の研修負担金で、交付金としては国の補助は半額になります。

○石井委員

自立支援員さんに対してではなくて、事業に対する補助金ではないでしょうか。

○高山子育て支援課長

事業に対する補助ですけれども、主な理由としては報償費になります。

○石井委員

ありがとうございました。

31ページの県補助金の総務費県補助金の、地域の防犯力アップ事業補助金6万円について、その詳細を教えてくださいと思います。

○湯浅防災課長

こちらの地域の防犯力アップ事業補助金につきましては、市が所有する青色パトロールカー4台にドライブレコーダーを設置した際の補助金でございます。

○石井委員

このドライブレコーダーは6万円では足りないと思いますが、後は単費で買ったということでもよろしいのでしょうか。あと金額がわかれば4台分を。

○湯浅防災課長

4台分で13万円でございます。補助につきましては1台当たり1万5千円の上限がございますので、4台分で6万円ということですよ。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、27ページの国庫補助金でお伺いいたします。

この中で、地方創生交付金ですが、66万9千円とあります。実際に八街市はPR用のグッズであるとか特産品促進事業委託費に使われたようでございますけれども、これは以前にも私が指摘したところですけども、平成27年度は5千860万円が交付され、平成28年度は138万円、平成29年度は76万円、平成30年度は66万円と、どんどんこの交付額が下がってきているわけです。国はまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を義務付けて、その事業に対して交付してきたわけですけども、実際には交付要件が厳しくて利用できないというのが実態ではなかったかと。

市は、8月に今後5年間の総合戦略策定方針を策定するというを明らかにしたわけですけども、従来のやり方でこのまち・ひと・しごと創生では到底人口増あるいは地域経済活性化につながる内容にならないんじゃないかなと。また、先ほども言いましたけれども、国のこうした利用しづらい交付金、これではどうしてもできないんじゃないかなというふうに思うんですが、今後についてはどんなふうにお考えなのかお伺いいたします。

○石井企画政策課長

今、来年度からスタートします総合戦略の策定を進めているんですが、この中で交付金の活用についても視野に入れた上で、活用できるものにつきましては要望していきたいと考えております。

○丸山委員

今、交付金のあり方が、垣根が高過ぎるという点では、もう利用できなくなってきた。3年

前から八街市はもう利用できないわけですね。ですから、国に対して、本当に自治体が活用できるそういう内容の交付金に変えよという要求をしていくべきじゃないかなと。市長は、この辺については、地方創生に関する交付金についてどんなふうにお考えなのか、また国に対してはどんなふうを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○北村市長

この地方創生でございますけれども、国の算定にあたっては、成果指標が徐々にシフト化していくことについては、努力しているその条件不利地域あるいは財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取り組みを理解していただくよう、そして考慮していただくよう、市長会では決議しております。

○丸山委員

ぜひ、この成果主義ではなくて、どこでも自治体の意欲に対して交付金が出る、交付金を出すというそういう方向をきちんと国に再度強く求めていただきたいと、このように思います。

それから、27ページの社会資本整備交付金ですけれども、この中には住宅リフォームの助成事業に国庫補助金が入っているわけですが、これも年々と減らされてきています。平成30年度は56万3千円となり、30件の補助事業を行ったわけですが、来年度の見通し、住宅リフォーム助成制度に対して国のこうした交付の方向はどうか、その辺についてどのように受け止めているんでしょう。

○柿沼都市計画課長

平成30年度の住宅リフォーム事業につきましては30件ということで、今年度も30件ほど申請をいただきまして実施しております。補助金の方は、平成30年度と同額で56万3千円でございますけれども、住宅リフォームにつきましては千葉県地域住宅等整備計画第2期中での国の提案事業ということで実施しております。この中では、年々補助金の方は下がってきてしまっているというのが実情でございますので、来年度につきましても、今年度は同額でございましたけれども、来年度は下がる可能性もございます。

ただ、住宅リフォーム自体、市民の方の申請も多いものですから、これにつきましては実施していける方向で考えてはおります。ただ、国の方もこれにつきましては、内容等の改正とありまして、その条件に合うかどうかというところもございまして、その点も調整してまいりたいと思います。

○丸山委員

来年度も実施していきたいという方向を答弁されたわけですが、八街市、市長は住宅リフォーム助成事業は地域経済の波及効果があると、こういうふうには評価されているわけです。

当初500万円、八街市は予算を確保したわけですが、平成30年度はその約半分の253万4千円の事業になっています。地域活性化の取り組みの一環として、ぜひ来年度も500万円、最低500万円は計上していただき、全額をきちんと住宅リフォーム助成制度に活用していただきたい。そういう方向をぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、市長、その辺はどうでしょうか。

○北村市長

いわゆる地域住宅政策推進事業ということでありまして、この取り扱いにつきまして、昨年度から国、県と協議あるいは県市町とのヒアリングがございまして、国と県との見解が示されております。市といたしましても、その方向に沿った中で努力してまいりたいと考えております。

○丸山委員

私、先ほど市の税収を上げていくという中で地域経済の問題を取り上げました。地域経済活性化につなげる取り組みを今やっていく必要があるというふうに思います。それが一番効率があるのがこの住宅リフォーム助成制度であるというふうに思います。ぜひ、新年度は500万円とは言いません。もっと多く確保していただいて、満額住宅リフォーム助成制度に活用できるよう、そうした取り組みをぜひお願いしたいと、このことを申し上げておきます。

それから、29ページの委託金です。国庫委託金、この中で総務管理委託金で、自衛官募集事務委託金というのがございます。平成29年度は2万4千円だったのが、平成30年度は3万3千円と増となっています。この増となった理由は何なのか、お伺いいたします。

○片岡総務課長

自衛官募集事務委託金につきましては、法定委託事務として自衛官募集に関する事務委託金で、本市では広報やちまたの掲載に例年充てております。これにつきましては、掲載根付きにより算出しておりますが、昨年度2万4千円から今年度3万3千円と増額になっておりますが、昨年も計算上は3万円の要求をしておりますが2万4千円でした。平成30年度も広報掲載の計算上は4万円程度の経費となっておりますが、委託金としては3万3千円でございます。

○小澤委員長

丸山わき子委員に申し上げます。1回の質問時間10分を越えました。

○丸山委員

自衛隊に関しましては、今度の台風15号で大変お世話になったと、多くの市民の皆さんも心強く自衛隊の皆さんに対しては感謝をしていると、本当に私もその点ではありがたかったなというふうに思います。

しかし、この自衛官募集も必要かと思いますが、しかし今の安倍政権下では、そういう国民の実際の被害に対して暮らしを守るというそういう立場ではなくて、安保法制戦争法が強行採決され、いわゆる海外で戦争をする自衛隊づくりを今進めようとしています。そういった点で、本当に市民の暮らしを守るという自衛隊から、攻撃型の組織へと変貌しようとしているので、こういった自衛隊のあり方に対して、私は、八街市は非核平和都市宣言を行っている街ですから、改めてこういった自衛官募集をしなければならないのか。大変不安と疑問を感じるところであります。

特に、ポスターなんかも、兵器を肩にしょったようなそういったポスターになっているわけで、あたかもその戦争に行くためにどうぞ募集していますよという、その呼びかけに見えて仕方がない。そういった点では、八街市が積極的に自衛官募集をしなければならないのか、

大変疑問に思いますが、市長、それ辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○北村市長

今般、台風15号の影響の中で、市民から本当に給水要望がございました。そうした中で、市役所でも給水活動あるいはいろんなところでしたところでもありますけれども、まず一番感じたのは、あの重い水を、高齢者の方あるいは力の弱い方に対して、自衛隊の皆さんが車のところまで持ち運んでいただいたあの自衛隊の活動は、私は本当に心から感謝、敬意を表しているところでございます。そうしたことが、中央公民館のところでの入浴提供等々が、八街市が災害が遭ったときに、いち早くボランティアの皆さんとともに自衛隊の皆さんは八街市民の安全安心のためにご尽力いただきました。改めまして、自衛隊の皆さんに、市民を代表して心から感謝申し上げたいと思っております。

特に、多くの市民の皆様方から、今回は自衛隊の皆さんに、本当に助かったよ、市長ありがたかったよという声をたくさん聞いております。そうした意味でのご理解をいただきたいと思えます。

○丸山委員

ポスターが、本当に国民の被害のときに救援に駆け付ける自衛隊の募集ではなくて、いわゆる戦闘機をバックにするとか、銃器を肩に背負うとか、そういう自衛官募集なわけですね。そういう点では、私は若い命を犠牲にさせるような、そういう募集をやってはならないと。先ほども申し上げましたけれども、八街市は非核平和都市宣言をやっています。この街がそういった自衛官を犠牲にするような募集をしていいのかどうか。そういう点で、広報で募集をするんだというような説明がありましたけれども、これはいま一度考えていく必要があるんじゃないかと。まあ、自衛官になりたいと、そう希望する方はそれでいいと思うんですけども、あえて戦争に参加させるようなそういう募集のやり方は絶対あってはならないというふうに思うんです。

そういう点で市長の募集のあり方について見解を。

○小澤委員長

丸山わき子委員に申し上げます。あくまでも現に議題となって事件についての質疑を行っております。個人の意見や要望を述べることはなるべく控えてください。

ほかに質疑はありませんか。

会議中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時15分)

○小澤委員長

再開します。

春日市民課長、井口課税課長より発言を求められておりますので、これを許します。

最初に春日市民課長。

○春日市民課長

先ほど、市民課で発行している各種証明書の発行の経緯ということで、減少とかにつきまし

て回答したところでございますけれども、先ほど回答したとおり、全体的には減少傾向にあるということですが、山田台郵便局に関しましては、印鑑登録証明書が平成29年度156通のところ、平成30年度は195通と39通の増です。戸籍証明書に関しては、21通平成29年度は出しておりましたが、平成30年度は33通で、12通の増でございます。住民票に関しては、平成29年度121通のところ、128通平成30年度は出しておりまして、7通の増でございます。

全体的に、平成29年度は298通、平成30年度は356通、計58通の増となっております。全体的には減少傾向にありますが、山田台の傾向といたしましては増となっております。

○小澤委員長

次に、井口課税課長。

○井口課税課長

それでは、先ほど石井孝昭委員の方からいただきましたご質問で、バーディーゴルフクラブを含めましてあの周辺からどの程度固定資産税あるいは従業員の方の個人住民税が徴収されているかというようなことでお答えさせていただきたいと思います。

まず、固定資産税につきましては、ユニマットの関連会社が6社ございまして、約2千600万円だそうでございます。

それから、個人住民税、こちらにつきましては、給与天引きで納めている方ということで、こちらユニマットの関連会社4社ございまして、その従業員の方が30人、金額は約380万円といった状況でございます。

それから、もう一つ、八街に法人住民税を落としている会社もございまして、こちらは関連会社2社ございまして、法人市民税の合計は約500万円といった状況でございます。

全部トータルいたしますと約3千500万円ということで、かなり市にとってもメリットがあるといったような状況でございます。

○小澤委員長

引き続き質疑を許します。

質疑はございませんか。

○京増委員

それでは、30ページ、民生費県補助金についてですが、児童福祉費補助金についてですが、保育士処遇改善事業補助金、これはどのように使われたのか、具体的にお聞きします。

○高山子育て支援課長

本事業につきましては、平成30年1月に補助事業が開始されたため、平成29年度は3カ月分が対象で、平成30年度につきましては1年分ですので、決算額の増となりました。

○京増委員

これよって、保育士さんの仕事を継続というようなことには役立っているのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○高山子育て支援課長

平成30年度におきましては、職員の人数は61名で、ひと月当たり2万円の改善費が支給されるわけですので、保育士さんにとっては役立っているものと思われま

○京増委員

2万円アップということで、本当に役立っていると思います。保育士さんの不足はもう例年の困りごとでございます。保育園の子どもたちが健やかに成長できるようにしっかりと今後

も改善をする、そういう補助金を求めていると思います。

○飛田健康増進課長

お答えいたします。地域自殺対策強化事業補助金につきましては、前年度までは健康増進課、障がい福祉課、学校教育課でそれぞれ計上していたものを、衛生費補助金健康増進費補助金として一括計上としたものでございます。

健康増進課といたしましては、平成30年6月に策定いたしました八街市健康プランの印刷に係る経費と、生後6カ月未満児を養育するお母さんがゆっくりと過ごせる場を提供するための、そしてお母さんの心のケアを行うための新米ママ食堂2回の事業に補助金を充てたものでございます。

健康プランの印刷費は経費の3分の2、新米ママ食堂につきましては経費の2分の1が補助金として充てられております。

○京増委員

具体的なこの自殺対策、自殺を防止するようなそういう事業に使われたのかというようなことが、今の説明でよくわからなかったんですが、その点についてはどうでしょうか。

○飛田健康増進課長

健康増進課がこの補助金を活用して行いました先ほどの事業につきましては、健康プランの中で、これは自殺対策も1つの柱として盛り込まれておりますので、そちらが関連してまいります。

また、その新米ママ食堂につきましては、出産後のお母さんの心の不安定から来る自殺等、そういったものを防ぐために心のケアを行うということで、健康増進課ではこの補助金を活用して、事業を行わせていただいております。

○京増委員

心の不安をなくしていくということが、実際には本当に大切だというふうに思います。この心の不安というのはいろんなところから生じるわけですが、それは例えば経済的な不安もあるんでしょうし、そういうことを本当に解決できるようなそういうところで、ぜひお願いしたいと思います。

次に、同じページの5目商工費県補助金ですけど、消費者行政推進事業補助金、これは前年度よりも減っているんですが、消費者行政の相談件数とかそういうのはどのような推移になっているのか、お伺いします。

○堀越商工観光課長

こちらの補助金でございますが、消費者行政推進事業ということで、消費生活相談員さんの報酬、また消費生活センター啓発資料等の消耗品の購入、印刷製本費などに対し補助を受けていただいておりますが、昨年度より減った理由といたしましては、消費生活相談員さんに対する報酬について年々補助がスライドで減ってきているというような状況でございます。

○京増委員

すみません。最後のところがよく聞こえなかったんですけど、もう一回お願いします。

○堀越商工観光課長

消費生活相談員さんの報酬についても一応補助対象になっておるんですが、いろいろと補助項目がありますが、報酬については年々スライドされて減少していつているというような状況でございます。

○京増委員

この消費生活相談は、本当に市民の皆さんがすごく助かっていると、こんなに助けてもらえらな思わなかつた、これは先日もあつたのですけれど、ぜひ充実をさせていただいて市民の方々が損をしないような、そういう行政を、事業を進めていただきたいと思ひます。

以上です。

○小澤委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、20款、40ページと41ページの雑入についてお伺ひいたします。

給食事業費の事業収入についてですけれども、これは7千5万2千111円の収入未済額は、前年度より1.7パーセント増となっております。この状況につきましてお伺ひしたいんですけれども、小中学校それぞれ何人くらいいたのか、また収納率の状況はどうだったか、お伺ひいたします。

○酒和給食センター所長

お答えします。

まず、現年分の未納者数の方からお答えいたしますけれども、現年度分の未納者数につきましては、小学校で180人、中学校で122人、合計302人なり、前年度と比較しますと40人の減となりました。また、過年度分滞納繰越分の未納者数につきましては、小学校で1千272人、中学校で1千3人、合計2千275人となり、前年度と比較しますと97人の増となりました。

なお、収納率につきましては、現年度分につきましては、平成29年度分が97.02パーセントに対しまして、平成30年度分につきましては97.61パーセントと、0.59パーセントの増というような形になっております。また、過年度分滞納繰越分につきましては、6.49パーセントに対しまして、7.16パーセントと0.67パーセントの増というような形になっております。

以上でございます。

○丸山委員

収納率に関しましては、上がってきているよという答弁でございましたけれども、滞納額は年々増加して、この5年間で1千500万円ほど増えているわけですね。これはどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○酒和給食センター所長

お答えいたします。

過年度分滞納繰越分につきましては、累積してしまうのではありますけれども、給食センターにおきましては、現年度分の給食費につきまして滞納額をできるだけ減らそうという形で、督促、催告、そして滞納整理の中で、どうしてもなかなか納入いただけないような方につきましては、支払督促というような形で対応しているところでございます。現年度分の中で、そのような事務処理、手続をしてきめ細やかに対応させていただいておりますが、300人程度の未納者が年々累積してしまっている状況であると、分析しております。

今ご指摘のとおり、1千500万円というような形で増をしておりますけれども、給食センターといたしましては、人数に対しましても未納額に対しましても、その年の現年度分に対してなるべく減らしながら、翌年になるべく繰り越さないような形で努力しております。

なお、平成29年度現年分、先ほども申し上げましたけれども、現年度分の未納者342人に対しまして、平成30年度は302人と、前年度と比較して40人の減というような状況となっております。

以上でございます。

○丸山委員

平成30年度、支配督促というのは何件くらいあったのか、前年度と比べてどうだったのか、お伺いいたします。

○酒和給食センター所長

お答えいたします。

平成29年度におきましては、支払督促の申立件数といたしましては2件だったものに対し、平成30年度におきましては、12件の支払督促の申立を実施しております。

以上でございます。

○丸山委員

この支払督促をする条件です。どういう方に対してこういった申し立てをするのか、お伺いいたします。

○酒和給食センター所長

一応、明確には定めていないんですけれども、対象の選定基準的なものとしていたしましては、給食費を1年間、11カ月分の未納の保護者、また1年以上連続で滞納しており、再三の通知、督促状や催告書等を通知したにもかかわらず、これらを見做し続ける保護者、また納付誓約書による分割納付にさえ応じない保護者の方、また納付誓約書を取り交わしたものの支払いが滞り、その納入期限から6カ月以内に納付誓約書変更による分割納付に応じない保護者、または全く見做し続ける保護者というような形で、選定しております。

こちらの方としても、何かと折衝を試みておるんですけれども、この支払督促の申立におきましても、本人との折衝をしたいというような意味合いで申し立てをするケースが、私の方でこの半年間見ているようでは、多いようです。

以上でございます。

○丸山委員

このような支払督促で対応も強めているということのようですけれども、政府が指摘しているように、子どもの6人に1人は貧困だと、こういった貧困家庭にある中で、給食費のあり方も今後は検討していかなければならないんじゃないかと。例えば一気には対応できないと思うんですけれども、例えば子どもの多い世帯、そういった世帯に対しては軽減するとか、そういった取り組みもしていく時期に入っているんじゃないかというふうに思います。ぜひ、そういう点でのご検討をいただきたい、このように思います。

それから、41ページの雑入で、不納欠損が14万7千680円、それから収入未済額96万8千458円とあります。これはどのような内容のものなのか、お伺いいたします。

○高山子育て支援課長

不納欠損額14万7千680円につきましては、全額児童扶養手当過誤払返納1件分であります。歳入徴収額を調停し、転出先である県外に督促状の送付などの催促を実施しておりましたが、徴収に至らず、また消滅時効を迎え、今後も徴収の見込みが立たないことから、不納欠損処分を行いました。

○丸山委員

今のは不納欠損ですが、雑入の中で収入未済額96万8千円とあるわけですけど、これは主にどういったものだったのか、お伺いいたします。

○會嶋総務部参事

こちらは、まず生活保護費の返還金の現年分と医療扶助分、それから次に大きいのが児童扶養手当過払い金返還金の過年度分などでございます。

○小澤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○石井委員

では、1点だけ質問させていただきます。21市債について、予算書45ページ、主要施策9ページでございます。先ほど間違ってお話をさせていただいてしまいまして申し訳ございませんでした。

市債は、収入済額21億2千410万円ということでございますけれども、主要施策の方のグラフ表を見ますと、平成27年度は市債の方はだんだん減少に至っておるということでございますけれども、平成26年から下がって平成27年度より借入額が増大しているように思われます。この要因はどのような要因でしょうか。

○會嶋総務部参事

地方債の借り入れは、毎年度毎年度の各事業によりまして、その際の財源確保という意味で借り入れているものでございます。

それで、平成28年度につきましてはまず消防関係の防災行政無線について、これが大きく占めております。それから平成29年度はけやきの森公園の購入と榎戸関連、それから平成30年度は榎戸駅関連と川上小学校の空調関連でございます。

○石井委員

この緩やかな市債の年度末の残高の減少とこの借入額の増大は、何か相関関係というのはあるのでしょうか。

○會嶋総務部参事

まず、償還は過年で借りた分を償還していくということで、何年かスパンで大きな事業がありまして、それが10年、15年たちますと完済するというので、徐々にそのものが減っていく。それに対しまして、借り入れる方は、それを返し終わったから借りるとか、そういうわけではございませんで、先ほど申しましたとおり、各事業を執行していく中で、そのときの財源を確保する上で借りていくものでございますので、実際は借りたものが10年償還、15年償還ということでそこで完済していくタイミングと、あとそのときに行う事業と、その関わり合いという点であれば、グラフ的に関わってはきますけれども、その内容はどちらかがこうなったからこうするというものではございません。

○石井委員

わかりました。ありがとうございます。

期近で、約5年ぐらい先で結構ですけれども、財政担当として市債を返済する、これが早く終わると楽だな、この次に向かえるという事業、返済の何かがあれば、教えていただきたいと思います。

○會嶋総務部参事

今借りているものが、何年か後になくなれば楽になるなど、そういう内容ですか。

○石井委員

起債が終わる事業があると、期近の5年ぐらいにあるかないか。

○會嶋総務部参事

そうですね。実際、毎年毎年道路事業に関しては、例年ある額は借りておりますので、その辺については毎年毎年少なくてなっていくと。あと、今で言いますと、例えば平成22年度には、当時17億円ぐらいの起債があります。それが10年たって平成32年度ですから、そろそろ10年分については償還を迎えると。その中で、小学校関連の耐震ですとか校舎の改築というのが今後にあります。これが10年、15年たつと完済していくのかなと。それから平成26年のものについては、この年は23億円程度借り入れをしております、このときは朝陽小学校の大規模改築をしています。こちらについては、この先5年、10年になりますけれども、その際に完済すると少し楽になるのかなと考えています。

○小澤委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

以上で歳入12款分担金及び負担金から21款市債の質疑を終了いたします。

会議中ですが、昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

再開後は、総務常任委員会所管事項の歳出審査を行います。

(休憩 午前11時42分)

(再開 午後1時10分)

○小澤委員長

再開します。

高山子育て支援課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高山子育て支援課長

午前中に、歳入の中で、石井委員からご質問のありました児童虐待、DV対策総合支援事業費補助金54万円につきまして、訂正させていただきます。

国の補助率2分の1と回答させていただきましたが、婦人相談員は母子・父子自立支援員を同じ人が兼務しているため、報償費の2分の1に対して国の補助率が2分の1となります。

以上でございます。

○小澤委員長

退席して結構です。

(職員退室)

○小澤委員長

これから、歳出の審査を行います。総務常任委員一人当たり1回の質疑時間は、答弁を含め20分程度とし、交代制を導入して行いますので、よろしく願いいたします。

時間が終了しましたら、呼び鈴でお知らせいたします。

最初に、歳出1款議会費の審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外の質疑を行います。委員外委員の質疑時間は、常任委員会ごとに答弁を含め15分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、残時間は呼び鈴でお知らせいたします。

総務常任委員以外の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。

次に、1項10目、1項11目東日本大震災等避難者支援に係る民間賃貸住宅提供事業費及び3項を除く歳出2款総務費の審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

○丸山委員

それでは、53ページ、市長の交際費についてお伺いいたします。

これは毎年予算決算でお伺いしてきているところでございますが、市長は大変努力をされてきているということが、この数字でも見えているところでございますが、今、印旛郡市、特に市の中ではこの市長交際費に関してかなり削減の方向できていると。八街市がかなり頑張っているなというふうに見てきたんですけれども、平成30年度は、富里市も78万7千円、白井市が48万4千690円、また印西市が75万2千594円ということで、それぞれの行政区は削減の方向で努力しているように見えます。この八街市でも、今のこの社会情勢の中で、公費の使途に関して市民の関心は本当に高まっているというふうに思います。

この間も指摘させていただきましたけれども、交際費の中で支出が最多額になっているのが飲食を伴うものということで、今後、こうした飲食に伴うものに対しては支出をなくしていく、そういうことを検討していくべきではないかというふうに思うんですが、その辺について、市長自身がどんなふうにお考えでしょうか。

○鈴木総務部参事

お答えいたします。

先ほど丸山委員から、富里市、印西市、白井市の平成30年度の交際費の決算額のご報告がありました。参考までにそれ以外のところについても私の方からご報告させていただきたいと思います。

まずは、八街市はご案内のとおり79万9千円、それから成田市が59万8千円、佐倉市が94万3千円、それから四街道市が115万9千円ということになっております。印旛管内全体の首長さんの交際費でございますが、もちろん年々全体的に下がっております。本市におきましても、毎年必要最小限の支出ということで、私は市長とご相談させていただきました。できる限りの努力をしておるところでございます。ここ数年確実に減っております。

さらに、丸山委員の方から飲食費の支出が多いというご指摘でございますが、確かに交際費の内容については、市のホームページで日付、内容、金額まで全て具体的内容についてはご報告をさせていただいております。

全体の中でそれを見ますと、確かに祝儀であったり会議であったりというものが相当程度ございますが、基本的には現在本市でこの交際費を支出するにあたって取り決めをしております。交際費の支出基準内規でございましたり、あるいは公職関係者の弔意要綱等に基づいて支出しておるところでございますので、もちろん全体としてはできるだけ経費の削減、支出の抑制はしていくところでございますが、今後についても必要最低限のものは支出をさせていただきたいというふうに考えております。

○丸山委員

努力をしていると、今後は最低限のものは支出していくんだというような答弁でございましたが、市長の交際費の原資は市民の納めた税金であります。そういう点では、先ほども申し上げましたけれども、社会情勢の変化の中でどう使われているのかというのは大変注目されているというふうに思います。そういう点では、削減の方向での検討をしつつ、取り組みを

進めていただきたいというふうに思います。

また、市としての交際費の透明性の問題、そういった点ではホームページが大変見やすくなっているという点で、前回も私は発言をさせていただきましたけれども、引き続き見やすいホームページにしていっていただきたい。市民の皆さんが本当に見やすい内容にしていっていただきたいと、このことを申し上げておきます。

次に、53ページの一般管理費、職員研修費でございます。

この中で人事評価制度、これは庁舎内の研修が行われたという報告書がございますけれども、この人事評価制度、平成30年度はどのように活用されたのか、その辺についてお伺いいたします。

○片岡総務課長

人事評価制度につきましては、人材育成により組織全体の力を高め、市民サービスの向上を図るとともに、目標管理による効率的な行政運営を図ることを目的として実施しております。一方で、地方公務員法改正により、平成28年度から地方公務員において人事評価結果による処遇の反映が義務付けられました。

そこで、本市においても、八街市職員人事評価実施規定を定めまして、平成30年度の人事評価から評価結果による翌年度の、平成31年度の6月の期末手当の成績率への反映を行ってまいりました。その結果ですが、上位評価につきましては、今年6月の期末手当の成績率の反映として36名、下位の評価につきましては4名の反映を実施しております。

○丸山委員

処遇に関して約40名の方々がその評価の対象になったということですが、これは総額でどのくらいの評価になったのか、その辺はどうでしょうか。

○片岡総務課長

申し訳ございませんが、こちらは今手元に資料がございません。

○丸山委員

こういう職員に対して能力評価、実績評価というものを導入するということで、同じ公務員として働く中で、大変そういう評価をされた方々は働きづらくなっていくのではないかとこのように私は感ずるところですが、公務員というのは、市民に奉仕するというのが仕事であって、そのための人材育成をどれだけやるかというのが求められているというふうに思うんですが、その辺についてはどのようにされたのか。平成30年度に評価が落ちた方に対してどのような人材育成の対応をされたのか、その辺はどうでしょう。

○片岡総務課長

人事評価制度につきましては、人材育成が主な目的ということで、年度初めに目標を設定し、年度途中でその目標に対する途中の経過、年度末で最終目標に対しての評価を実施しております。その中で、評価者と被評定者の面談を通じて人材育成に努めているというところでございます。

○丸山委員

そういう点では、本当にその人材育成に役立つ内容になっているのかどうかと、大変私は疑

間を持つところでもあります。研修を重ねる中で、多くの方が研修に参加し、それとともに人材育成という立場で成長し合っていく、こういうところが必要ではないかというふうに思います。平成30年度は研修費が若干下がっているようでございますが、新年度はそういう意味では研修費を増額させ、職員の人材育成への取り組みを進めていただきたい、このことを申し上げたいと思います。

次に、53ページで職員の厚生費についてですけれども、ストレスチェックについては受診率80パーセントになったというようなことでありましたけれども、その結果はどうだったのか、お伺いいたします。

○片岡総務課長

ストレスチェックの実施状況につきましては、平成29年度の59.4パーセントから、平成30年度は80パーセントまで上昇しております。受検勧奨の通知につきましては、平成29年度までは1回しか行ってございませんでしたが、平成30年度からは2回実施したことにより、受検率は上がったものと考えております。

その中で、高ストレス者につきましては、平成29年度の62名から95名と増えている状況でございます。

○丸山委員

62名から95名になったということですが、これは全職員が対象になっていないのかどうか、その辺についてはどうなのでしょう。

○片岡総務課長

対象者につきましては全職員が対象となっております。また、昨年度は2回目の受検勧奨の通知につきましては、各課へ未受検者の名簿を添付して通知をしております。

○丸山委員

私は全職員対象で対応されるべきじゃないかと。今、国の地方分権一括法のもとで権限移譲がされてきているわけです。結構な仕事量になってきていると。全ての職員が大変忙しい大変な状況を迎えているんじゃないかというふうに思います。こういったストレスチェックによって、ただ一人ひとりの病気の早期発見、早期治療ができるというだけではなくて、権限移譲によって仕事の量が増えてきている。そのことによって、職員数をどれだけ増やしていかなければならないのかという分析にもなっていくと思うんですね。そういう点では、健康な職場で適量の仕事をこなすそういった環境を整えていくことが必要ではなかろうかというふうに思います。ぜひとも、全職員がこのストレスチェックを受けられるような体制をとっていただきたいというふうに思います。

あと、57ページの広報費です。これも毎回私は質問させていただいておりますけれども、平成30年度は、3万1千世帯に対して前年度より800部減の発行としたというふうに報告がされているわけですが、市民に届けるための改善はされたのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○鈴木総務部参事

これは、毎回毎回丸山委員のご指摘をいただいております、毎回同じような答弁になって

恐縮ではございますが、これといった特効薬はございません。もし可能であればポスティングということになるわけですが、現状においてポスティングを直ちに実施することは難しいというふうに考えております。

したがいまして、現在実施しております新聞折込であったり、公共施設に備え置くことあるいはコンビニ等に備え置いたりということ、さまざまな方法を活用して、できるだけ多くの市民の皆様のお手元にお届けすることが今は現実的なのかなと、それを充実させていくべきなんだろうというふうに考えております。

今年の1月でございますが、これも当時予算のときにお話をさせていただいたと思うんですが、保育園の父兄の皆様等にあるいは高齢者世帯の皆様等に、こちらの方から郵送で、もし新聞をおとりにでない場合については、八街市から毎回広報やちまたを送らせていただきますので、ぜひというご案内をさせていただきました。

その結果、通常郵送のケースというのは、今まであれば400から450程度だったんですが、現時点で650程度まで増えております。まだ、少しずつではございますけれども、まだ秘書広報課に直接おこしいただいたり、電話でお問い合わせをいただいたりという方もいらっしゃいます。こういう形で少しずつではございますが、とにかくいろいろな形をとって、できるだけ多くの皆様にお届けをしたい。今後もそういう活動をさせていただこうというふうに考えています。

○丸山委員

ポスティング以外は確実な方法はないということのようですけれども、市民の暮らしに関わる重要な情報です。これを市民に確実に配布するというのは、市にとっては重大な役割があるのではないかとこのように思うところです。

今回の台風被害の中でも、どれだけ市民に確実な情報が伝えられるかということは、大きな課題になったと思います。今回はこの広報ですけれども、広報も本当に中身がいろいろあって、市民が暮らしていく上では大切な情報が本当にしっかりと入っているという点で、どれだけ市民の手に確実に手渡していくかということは、もっともっと研究していただきたいというふうに思います。

前回は私はポスティングはいかがかと言ったら、いやポスティングは高くて到底できないんだよというようなことで、答弁いただいたんですけれども、私もいろんなホームページを見てもみしたら、千葉県のポスティング配布エリアというので、八街市では1部当たり8円30銭でできるという一覧表がございました。それで今新聞折込は1部13円なわけです。そうしますと、ポスティングの方がずっと安くなるんじゃないんですかということで、ポスティングをやるんだったら新聞折込をやめるということで、もう一度これは検討いただけないかと、後でこの資料をお渡しいたしますけれども。私は、各家にきちんと届けられる、これがもう絶対な、確実に市民に情報が伝わる内容であるというふうに思いますし、地域づくりに関しても、こういった情報があるかないかでも全然違ってくるというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それと、ホームページの閲覧状況についてですけれども、これは年々閲覧者が減っているん

ですけれども、これはどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○鈴木総務部参事

ホームページの閲覧でございますが、確かに若干減ってはおります、ほぼ横ばいで、若干減っているような状況でございます。

7月に市のホームページは、ご承知のとおりリニューアルをさせていただきました。非常に見やすくなったというふうには考えておりますが、要は、ごらんいただくのは内容がどれだけ充実しているかというところに尽きると思います。こちらについては、要は見やすさだけではなくて、もちろん市民の皆様方がほしい情報をすぐにお届けできるような内容の充実を今後図っていかねばいけないというふうには思っておるところでございます。

○小澤委員長

丸山委員に申し上げます。一旦ほかの方へお譲りください。

ほかに質疑は。

○木村委員

では、3点ばかりお伺いいたします。

決算書の53ページで、成果表の17ページですが、事業成果として、職員採用に係る業務委託という形で詳細が載っているんですけど、ヒマワリの種子購入ということで2千550円計上しているんですけど、細かい話ですけど、八街市の花ということで、ヒマワリの種子を、これはどういうところに渡されたのか、お伺いしたいので。

○片岡総務課長

ヒマワリ種子購入につきましては、市内の保育園、小中学校、幼稚園、それと公共施設に配布しております。

○木村委員

ありがとうございます。

2千550円というのは、非常に額が小さいので各小学校にそれだけ配布して、これで足りたのかどうかということ。

もう一つ、市の花というふうに認定した割には、八街はあんまりヒマワリの花を見かけないんですね。だから、もう少し見えるところに植えていただくとありがたいなと。またそうなるとうちの費用では足りないのではないかとこのように思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○片岡総務課長

金額的には2千550円で、量としては相当量の種子を購入できました。その中で、受付で配布したり、あとは市役所の庁舎敷地内でもヒマワリを植えております。また、選挙関係の啓発につきましても、ヒマワリの種を配布しているところでございます。

○木村委員

額があまり小さかったもので、びっくりして質問させていただきましたけれども、これからも八街じゅうに時期になったらヒマワリの花があちこちで見受けられるような、そんな光景にさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお伺いいたします。

次の質問ですが、同じ53ページで、成果表の19ページになります。

メンタルヘルス不調者の発生を未然に防ぐことを目的として、いろいろな産業医によるストレスチェックを実施したとしてありますけれども、これもう一つ、この次に一番下の方にメンタルヘルス不調者の早期発見及び対処を行うことを目的として職員心理相談を実施、職員の健康管理を図ったと、これは検査の内容は違うんですか。また対象者は、前項のやつは全職員としてありますけれども、下の方は相談件数が11件ということになってはいますけれども、受診者はどういう形、何名ぐらいいたのか、お伺いします。

○片岡総務課長

ストレスチェックにつきましては全職員が対象となっています。そして、職員の心理相談につきましては希望者、例えばメンタルヘルスの不調や仕事とか、そのほかいろいろ悩んでいることがある場合に、相談窓口として設置しております。

昨年度は、相談件数が11件、相談人数として8名でございました。

○木村委員

この8名の方が11回相談したということだということですが、現在、ここで治療されているような方はおられるんですか。

○片岡総務課長

メンタルの不調な方が心理相談を受けているということですので、その相談を受けたところで療養休暇でなり休職に至っている職員もいます。また、そういう療養とか休職から復帰する場合にも、この復帰面談ということで相談を受けております。

○木村委員

人間は心理的に非常に弱い動物のようなので、いろんなストレスがたまったり、いろんな状況下においてメンタル面で崩れた人が病気になって、どんどん悪化して人前に出られなくなるようなこともあるということを知っておりますので、この辺のケアをしっかり指導していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。決算書の65ページで成果表の43ページですが、交通安全教室、交通安全関係団体への補助金とか負担金というのが出されているというふうに書かれているんですけれども、今、私も交通安全パトロール隊というのを結成して、交通安全だけじゃなくいろんな防犯に関してもパトロールをしたり、地域を挙げて今防犯の旗を立てたり交通安全の推進だかというふうにやっているんですけれども、こういうのぼり旗だとかポールだとか消耗品が結構あるんですけれどもこの辺の補助を、行政の側でこの中で含まれて入っているかどうか、確認したいんですけど。

○湯浅防災課長

この負担金補助及び交付金の中には、そういったものは含まれておりません。

○木村委員

ありがとうございます。

今、我々も自治体の町内会また区にお願いして、啓発活動を行って、また消耗品なんかも買えるように町内会からも少し拠出していただいて、また区からも今補助をもらいながらやっ

ているんですけど、まだ足りないんですよ。そういう意味では、今わかっている団体に対しては、申請があれば行政の方からも補助をお願いしたいと思うんですけど、その辺に関してはどうですか。

○湯浅防災課長

限られた予算ではありますが、消耗品の方が少しございますので、ご相談いただければご用意したいと考えております。

○木村委員

ありがとうございました。以上です。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

決算書53ページ、説明書の18ページでございます。

職員研修費についてご質問させていただきます。職員の研修費はさまざま計上されているんですけども、今一番職員の研修について重きを置いている、重要としている研修はどこの研修になるのでしょうか。

○片岡総務課長

職員の研修につきましては、特に比重を置いているというところは答えられないんですけども、職員の資質向上、こちらの成果に載っていますけれども、意識改革を推進するために庁内研修を幅広く実施し、特に各部署で専門的な知識や技能の向上のためにそれぞれの外部研修の方に派遣しているところでございます。

○石井委員

全体的に言うと職員の資質の向上ということになるんだと思うんですけども、例えば新規採用の職員研修と、接遇能力研修と書いてありますけれども、全国的に見ると例えば職員の1年目とか2年目に入庁された方々に、八街で言えば八街市のよさを知っていただく、シティセールスを知っていただくような研修をすとかというところを試みて、実践されている研修も用意されているようです。そのような考えで、例えば若い職員に対して、これからの魅力ある八街市を、職員自体が市民の皆さんと接する機会が多くなる頃に、そういった研修を増やしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○片岡総務課長

新規職員の研修につきましては、一般職員よりも多くの研修を受けさせているところでございます。そのような、先ほど提案がありました研修につきましても検討させていただきたいと考えております。

○石井委員

八街市の職員の中で、自主的な研修会、自分たちの自主研修会を形成している団体というのは実際あるのでしょうか。把握をしていられれば、していなければそれで結構です。

○片岡総務課長

昨年度は2グループ、今年度は1グループで実施しております。

○石井委員

すばらしいことだと思います。先ほども全国的に見るという話ですけど、例えば自主研修を作ることによって、もちろん上司の許可を得てやっていらっしゃるのかと思いますけども、そこに対して主体的な補助を市でしていくということもしているような自治体もあるようなので、職員研修の集まりに対してご協力をお願いできればと、このように思っております。

続いて、決算書57ページ、説明書27ページでございます。

SNSの利用についてということで、ホームページでSNSの利用についてということでここに書いてありますけれども、このSNSの利用を令和元年度12月頃に開設予定ということで記載されておりますけれども、実際、どのようなSNSの活用をする予定としているのでしょうか。

○鈴木総務部参事

これも議会で何度かご指摘をいただいております。現時点では今準備のための作業をしているというところでございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思いますが、基本的にはツイッターを考えておることでございます。

○石井委員

かしこまりました。若い方々はスマートフォンで確認していますので、有効であるのかなどこのように思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

57ページの会計管理費についてご質問させていただきます。

説明書は30ページですけれども、この会計管理費のデータ転送手数料、これは千葉銀行にということですが、パソコンのバンクサービスに使用料を千葉銀行に支出しましたと。これはどのようなデータをどのように支出、転送されたのか。また、支出額というのはどのくらいになったのか、教えてください。

○廣森会計管理者

お答えいたします。

データ転送手数料といたしましては、物品とか備品とか通常支払いするものを、指定金融機関であります千葉銀行を通して支払っておりますので、そのデータをこのパソコンバンクサービスを使って行っております。金額につきましては、ここに全体の支出総額全てでございます。

○石井委員

これは毎年計上しているものですか。

○廣森会計管理者

通常業務でございますので、毎年でございます。

○石井委員

ありがとうございます。

次に決算書59ページ、財産管理費についてご質問させていただきたいと思います。説明書32ページでございます。

この中の普通財産を有償で貸し付けているということですが、八街市の中で普通財産

はどのくらい今現状はあるのか、教えてください。一般財産です。

○會嶋総務部参事

今私どもで管理しております土地、面積にしますと約1万7千平方メートル、箇所数で言いますと、箇所数はくくられますので一番大きいところと言いますと、上砂の廃棄物があった箇所が一番大きくて、約4千500平方メートルでございます。そのうち貸し付けているところが都合4カ所ございまして、それが八街にの追分台団地の跡地、それから大谷流区にあります一応公園の跡地という形になっておりますが畑として使われているところ、それから川上のいんばJAの倉庫、それに隣接しております農協跡地のところへ民間の方への貸し付けと、4カ所貸し付けてございます。

○石井委員

この八街市の財産は、一般には市民の皆様が仮に利用したいとか買いたいとかという意見も、幾つか恐らく上がっているのではないかというふうに思います。例えば貸し付けて歳入を得るという方法もありますし、市の財産を開放して市民の皆様から固定資産税を徴収していくとか、そういった方法もあると思うんですけれども、今後、例えば市民の皆様が、例えば今まで貸し付けていた土地を買いたいんだと、有効に使いたいので譲ってくれないかみたいな話が、恐らく財政の方には上がっているのではないかと思いますけれども、例えばこの大谷流の土地等に関しては、今後そのようなご意見があった場合には、どのような対処をしていますでしょうか。

○會嶋総務部参事

長い間使われておって、それで使われている方のご希望で、今後貸し付けというよりも自分で購入して自分のものにしたいというお話がたとえあれば、それに沿うような形で私どもも進めていきたいと考えております。

今一例として大谷流のお話が出ましたけれども、こちらの現場は一部今手つかず状態で、個人のものでまだあるところが隣接しております。その隣接しているところが県道に接していますので、条件的にはよくなります。ですので、それを加味した中でもしお話が進むようであれば、積極的に進めていきたいとは考えています。

○石井委員

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます

次に、決算書65ページ、説明書44ページでございます。

交通安全施設のカーブミラーについてでございますけれども、平成30年度は100万円の支出ということでありましたけれども、修繕でも101万円、新規でも100万円とか、原材料もかかっているということでもありますけれども、カーブミラーの設置に関しては大体どのような要望を、各区からももちろん取りまとめまとめて発注をされていると思ひますけれども、大体毎年何基ぐらい、そして要望があつて、実現を見るのはどのぐらいの設置、また修繕ができていますのでしょうか。

○湯浅防災課長

カーブミラーにつきましては、防犯灯と同様、地域の要望に基づきまして設置しているところ

ろです。特に通行に危険のある場所を選定しながら設置をしているところです。平成30年度の設置数につきましては20基、修繕が15基ということになっております。

なお、申請につきましては、23件の申請がございましたが、20基設置したということでございます。

○石井委員

残り3件というのは、予算が入らなかったよということで、来年に例えば延ばしたり、そんなようなことの理解でよろしいですか。

それで、例えばカーブミラーの種類ですけれども、これから冬場を迎えていくと凍ったり、カーブミラーも見えなくなってくる時期になってこようかと思えますけれども、高機能のカーブミラーを八街市はたしか幾つか設置をしていると思えますけれども、この高機能カーブミラーの設置移行についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。市内全域等を含めてお願いします。

○湯浅防災課長

高規格のカーブミラーにつきましては、普通のカーブミラーの倍の値段がするということでございますので、一気に全てを交換していくということは、今のところ困難であると考えておりますが、毎年1基を目標に交換作業を行っているところで、平成30年度につきましては、高規格ミラーの交換が1基、高規格ミラーが壊れて高規格ミラーに変えたと、それと修繕で高規格ミラーに普通のものから交換したのが1基ということで、大変ご迷惑をおかけしておりますが、そのような状況でございます。

○石井委員

課長、ご苦労だと思いますけれども、全部1基ではなくて全部変えるという一気じゃないですね。一気に変えられるといいんですけれども、交通事故が多い地点だとか、よくPTAのお母様方からも心配されるんですけれども、通学路の中で、これは各危険箇所をたしか3カ所ずつ挙げていただいているかと思えます。教育委員会を通じて情報が入っていると思えますけれども、そういった見通しの悪いところとか子どもたちが見にくいところだとか、交通事故が多発しているようなところを、今後優先的に計画を立てていくようなお考えが必要なのではないかと、このように思っております。

特に、これから冬になって寒くなると子どもたちが足を滑らしたりするので、今後そのような見解を考えていただけるとありがたいんですが、いかがでしょう。

○湯浅防災課長

高規格ミラーの導入につきましては、もうミラーでしか通行の安全確認をする術がない場所、こういったところには積極的に設置してまいりたいと考えております。

○石井委員

よろしく願いいたします。

続いて、決算書69ページ、説明書50ページでございます。

諸費の中の工事請負費の防犯カメラの設置についてご質問させていただきたいと思えます。防犯カメラの交換について36万4千円の予算が計上されておりますけれども、この防犯カ

メラの設置工事の場所と、予算の金額は総体的に何基付けられたのでしょうか。

○湯浅防災課長

防犯カメラの設置工事費でございますが、場所は八街十字路交差点です。こちらにつきましては、従来付いていたものが老朽化で交換が必要になったために、交換工事を実施したものでございます。

○石井委員

防犯カメラも、当初から毎年少しずつ展開していきたいということであったんですけども、平成30年度は1基の入れ換えということでありましたけれども、今後の整備計画はどのようにされていくのでしょうか。また、警察との協議も必要になってくるかと思っておりますけれども、先ほどの例えば通学路だとかそういったところにも展開をしていただきたいとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○湯浅防災課長

まず、本年度の設置予定ですが、こちらについては榎戸駅の西口交差点、ここへ設置する予定でございます。

今、警察との協議の中で、八街市内の逃走経路になるような道路を中心に今現在は設置していると。ですが、そういった防犯の観点からも見通しの悪いところとか、そういったところにも設置してまいりたいと考えておりますが、今のところ年間1基を設置していくという計画でございます。

○石井委員

榎戸駅も1基という理解ですか。2基。

○湯浅防災課長

榎戸駅は1基でございます。

○石井委員

また、東口の方にもぜひ設置をしていただければありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続いて、決算書75ページ、説明書66ページでございます。

市税徴収事務費で、続いて76、77ページになるんですけども、自動電話催告システムの賃借料を計上されておりますけれども、この自動催告について、どのような効果が出ているのか、教えていただきたいと思っております。

○渡邊納税課長

自動音声電話催告システムにつきましては、平成30年度の2月から稼働してございます。現年度分の滞納者を抽出いたしまして、督促状を発布してもなお納付のない方につきまして、催告を行っているところでございます。

昨年度につきましては、納期が遅れておりましたので2月からということで、年度末のごく一部しか実施しておりませんが、2月12日から2月19日まで実施いたしました。その中で、架電件数につきましては1千80件、対象となる滞納額といたしましては7千100万円ほどございました。1千80件架電いたしまして、受信されたというデータが640件受

信されました。ということで、受信率としましては59.26パーセントの受信率でございました。

それから、電話した後の納付につきましては、897万円ほど収納がございましたので、その滞納額に対応した収納額の率で見ますと、12.6パーセントの収納状況でございました。

その後、3月に催告書を発送しております、これは催告というよりもお手紙を送りましたが開封してごらんになりましたかというお電話を出しております。それにつきましては671件、電話の方をかけております。

○石井委員

電話催告システムは滞納者に限定しておりますよね。現年分の方にはしていないと理解でよろしいんですか。まず1点。

○渡邊納税課長

現年課税分の滞納された方に対して行っています。

○小澤委員長

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時04分)

(再開 午後 2時14分)

○小澤委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員の質疑を許します。

○丸山委員

それでは、59ページからお伺いいたします。

財産管理費で契約事務費についてでございます。これは、私は特に地元業者の育成という点でお伺いしたいというふうに思うんですけれども、小規模公共事業の登録また契約発注件数、契約金額の状況は、平成30年度はどうだったのかお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

平成30年度は、発注件数が560件、前年度比で131件の増、契約金額が4千245万8千144円、前年度比で1千69万3千921円の増、登録者数で5者増となっています。

○丸山委員

今、地元業者さんが5者増えたと、また契約金額が前年度より1千69万円増の4千245万8千円という報告があったわけですが、この制度ができて10年たつわけですが、契約金額が4千245万円と最高額となったわけですね。地域の経済活性化、これは住宅リフォーム助成制度と同じように、大変経済波及効果があるものだというふうに思います。

ところが、登録業者がなかなか伸びないと、最高にあったときは78業者あったと思うんですけれども、今回は前年度よりも5業者増えたとはいえ53業者にとどまっていると。そういう意味では、地域の地元の業者さんを育成していくという点で、何かもっと手だてがない

のかというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○會嶋総務部参事

こちらの制度の案内ですが、今できていることが、広報やちまたでの案内とそういったものしかないというところと、あとこの制度に登録をしようとしている方々の年齢層なども、またあるかとは思いますが。

この制度自体、直接窓口に来て申請していただくという点がございまして、その点はそれほど弊害になっているとは感じませんが、こういった仕事を業としている方々の年齢とかが一番大きな点ではないかとは、想像はしているところでございます。

それで、よく過去の人の中では、市税の関係の話とかもあつたとは思いますが、こちらは納税サイドでしっかりとお約束がされているのであれば、私どもの方は一向に差し支えないということで、お受けしているところでございますので、詳しいところの分析はできていませんが、そういったことで考えております。

○丸山委員

今、課長の方から、滞納している業者さんに対しても対応はしていくんだという積極的な答弁をいただいております。ぜひ、そういう方も仕事ができ、そして市税を納めることができるというのであれば、積極的な対応をぜひ今後もしていただきたいというふうに思います。

いま一つお伺いしたいのは、公平性・透明性への努力がどのようにされているかという点であります。人の関わりのある業者あるいは有力者との地縁業者という方もいらっしゃるでしょうけれども、そういう方々に対してはどのような指導がされているのか。あるいは指導要綱があるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○會嶋総務部参事

こちらの制度は、各課それぞれが担当しているところでの案件でやっているところでございまして、統一的にそういった文言を定めたマニュアル的なものは発行しておりません。ですので、各担当部署部署での常識的な範囲での問題のない発注というふうに考えております。

○丸山委員

それは各課にお任せするのではなくて、公平性・透明性を図っていくという点では、きちんと指導要綱等をつくって対応していくべきであるというふうに感じます。ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それから、平成30年度の定期監査報告書を見ますと、随意契約に対して支出負担行為が適切な時期に行われていなかった、こういった業務があつたという指摘。それから、50万円を超える予定価格書の作成が省略されていた業務が一部に見られたというような指摘、報告があるわけですが、これに対してはどのような改善策が行われたのかお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

具体的な各課での案件ということだとは思いますが、それについて、こちらから統一的にこうなさいというよりも、そもそも私どもの方での例規集なりの決め事というのは当然でございますので、それを守っていただくということでしか考えてはおりません。

○丸山委員

守っていただくための庁舎内のそういった指示、そういったことがあったのかどうか、そういうことはされないまま、あくまでも各課にお任せしたままになっているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○會嶋総務部参事

監査からのそういった報告に対して、私どもの方から各課へ通知を出すなり、指導したりすることはございません。それで、通常私どもで発見できているものについては、当然私どもの方で指導、注意はしておりますが、今回発見されたものに対して、財政課サイドからやっているものはございません。

○丸山委員

財政課が、そういう意味では最終的な責任を負うところではないかというふうに思うんですけども、そういった点では、いま一つ引き締めてきちんとした事務管理ができるようにしていくべきではないかというふうに思います。

それと、次に63ページの企画費で公共交通対策費についてお伺いいたします。この中で地域公共交通協議会開催状況についてですけれども、第3回は書面開催となったということで報告がありますけれども、この書面開催とはどういう内容だったのか、どうしてこのような状況になったのか、お伺いいたします。

○石井企画政策課長

こちらの第3回の書面開催の議案については、平成31年度の事業計画案及び平成31年度の歳入歳出予算案についてでありまして、こちらの予算案の内容が主に人件費、報酬とか定期的な事業計画になっておりますので、この辺につきまして、委員の皆様には予算案を発行しまして、確認をしていただきまして、特に異議や申し立てがなかったもので書面開催とさせていただきます。

○丸山委員

私は、年たった3回しか開かれないこの公共交通対策協議会です。今、市民の中には本当にバスが利用できない、また高齢者の選択肢制度も利用できないと、切実な声が上がっている中で、こういった協議会が開かれないということ自体が問題じゃないかと。積極的に市民のこういう切実な声を受けて、対応していくべきではないかと思うんです。

これ、昨年12月26日には第2回の地域公共交通協議会が開かれて、この中の委員さんの中に、「区長会の中でも高齢者福祉支援タクシー制度について、迎車料金がなくて利用しにくい、病院にも気軽に行くことができないという声が上がっているんだ」と、「市街地区はあまり感じないことですが、500円の助成券でもうまく乗り合うことで自己負担は確かに減るかもしれませんが、実情には合っていない。特に四木や山田台、沖地区などの農村地区から意見が出ておりますので、区長会の意見として、制度の見直し等をご検討いただければと思います」と、切実な声が委員会の中からも上がっているにもかかわらず、この第3回の、次の協議会は紙面で終わらせしまっている。

私は、そういう点で本当にもったいなと。予算をきちんと確保し、そして協議会の第3回、

開かれるはずの協議会が開かれていないと、これは八街市が市民に寄り添った内容になっていないんじゃないかと、このように私は思うところでございます。

これは、副市長が会長でおられるわけですが、副市長の姿勢も問われると、私は厳しいことを言って申し訳ないんですけども、副市長はどんなふうはこの地域公共交通の協議会を考えておられるのか、いま一度、来年度に向けても当然その姿勢が問われると思いますが、いかがでしょうか。

○鶴澤副市長

地域公共交通協議会は、市民、それから事業者、行政、それらが一体となって地域の公共交通を考えていくということで、そのうちの一者だけの都合ではなくて、みんなの要請を調整するという機能を持っております。そういった意味合いで、この会議の重要性は十分認識しているところではございますが、書面開催となった際の取り上げる案件については、書面で十二分だというふうに判断したので、書面開催でやらせていただいたということでございます。

新年度につきましては、もちろん皆様方からのご要請あるいは議会も含めてのご要請も認識、ちゃんと公共交通協議会の中で請願の状況などもご報告させていただいておりますので、そういった状況も関係の事業者さんあるいは市民代表などもいらっしゃいますので、共有しながらしっかり議論していきたいと思っております。

一方で、若干形式的なところではありますが、国の補助金などを得るために必要な機械的な決裁事項もございますので、そういったものもうまく調整しながら、しっかりと国等の資金、いただけるものは確保しながら少しでも公共交通が円滑に行けるように努力したいと思っております。

以上でございます。

○丸山委員

今、市民の中では、不安で八街では暮らせないと声が上がっております。

それと同時に、この公共交通の中では、生活交通確保維持改善計画で公共交通に対する満足度は10パーセントというような大変低い目標が決められております。これでは、市民は生活できないと思っております。こういった点も含めて、積極的な対策、対応をしていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、63ページ、千葉県JR複線化等促進期成同盟6千円とあります。説明資料の41ページには、事業の効果として、「要望活動を実施し、JR総武本線の利便性向上等が図られた」とありますけれども、平成30年度はどのように改善されたのか、お伺いいたします。

○石井企画政策課長

今年度3月16日のダイヤ改正では、東京駅22時発の佐倉駅快速電車と、佐倉駅における銚子行き普通電車との乗り継ぎの改善が図られた、これ1点が改善成果でありまして、ほかは全く変更がないところであります。

ただ、最終電車のこの乗り継ぎは、乗り継ぎを改善することによって、乗り継ぎしやすくなっております。

○丸山委員

榎戸駅も八街駅も利用者が年々減っては来ているんですけども、それにしても5千人が利用しているという状況であります。その中で、通勤時間帯の増車についての意見がかなり多くの皆さんから聞かれているわけですけども、この増車に対する要望というのはどんなふうになっているのか、また来年度はどのような対応をされようとしているのか、お伺いいたします。

○石井企画政策課長

こちらの増車につきましては、千葉県JR線複線化等促進期成同盟におきましても、通勤通学時間帯の普通列車の増発を継続的に要望しております。

また、酒々井町、山武市、八街市で、総武本線成東佐倉間快速電車増発推進協議会というものを立ち上げているんですが、この中でも朝夕における普通電車、快速電車の増便につきまして要望の方をしているところでもあります。

○丸山委員

毎年の要望だけで終わってしまっているように感じるんですが、来年度以降、増便に対しての動きというのはないのかどうか、その辺はどうでしょう。

○石井企画政策課長

その要望活動の際、JRからいただいた回答が、総武本線沿線自治体の人口減少が進む中、または乗車人口が減少しており、収支の改善が見込めない中、増便の方は難しい。また、榎戸駅の常駐職員についても要望したところですが、今職員が減少している中、人員配置は難しいという回答をいただいております。

しかしながら、これについては地域住民からの要望、期待が大きいところがございますので、こちらの関係団体と連携しまして、引き続き要望活動の方を続けていきたいと考えております。

○丸山委員

ぜひ、積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、65ページの交通安全対策費についてお伺いいたします。

先ほどもカーブミラー、高規格のミラーにつきまして毎年1基というような答弁がございました。この高規格ミラーについては計画的に導入していただきたいということ。

それから、今回の15号台風でかなりカーブミラーが倒れているというようなことで、この改修に関してはどのような計画がされているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○湯浅防災課長

この台風15号、19号で、柱ごとカーブミラーが倒れたという件数が、台風15号で27基、台風19号で7基、こちらにつきましては業者に修繕を発注して、ほぼ半分が終了したと報告を受けております。

あと、鏡面破損が10基、鏡の部分の破損です。それと角度調整、風によって角度が変わってしまったという調整を、鏡面破損が10基、15号のみです。角度調整は81基、これは15号と19号で起こっておりますが、こちらについては職員で対応して終了しております。

以上です。

○丸山委員

ほぼ半分の修繕が整ったというようなことのようにですが、ぜひ、早期の対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、この安全対策の中で、信号機設置の要望ですけれども、これは6月議会にも私は質疑申し上げたところです。県の信号機予算が大幅に削減されてしまっていると、今年度は30基の予算しかないんだということで、到底八街には信号機設置の予算が回ってくることはまずないだろうというようなことで、市長に質問したんですが、県に対して、その信号機の予算要望をしてほしいんだということを私は申し上げました。市長は、その後どんなふうに対応されたのか、また来年度はどんなふうな方向でいきそうなのか、お伺いしたいと思います。

○北村市長

実は、千葉県市長会の中でも、その信号機の設置要望は大変多い状況の中でありまして。各市長さんからも、首長さんからも、ぜひこの予算を増やしてほしいというような大きな要望がございまして、私も賛同して発言しております。

○丸山委員

来年度はどうなんでしょうか。

○小澤委員長

丸山わき子委員に申し上げます。1回の質疑時間20分を越えましたので。

ほかに質疑はございませんか。

○石井委員

決算書の81ページ、選挙啓発費についてでございます。これは、選挙管理委員会マターで行っている主権者教育だというふうに理解をしておりますけれども、この説明書の72ページで出前授業を行っているということでございますけれども、八街高校の3年生、これは全校生徒なんですかね、あと模擬投票は八街東小学校で行ったということでありますけれども、これは、具体的にどのような形で行われたんでしょうか。

○片岡総務課長

八街高校における出前授業につきましては、市の職員が選挙制度についての授業を実施したというところです。

また、模擬投票につきましては、千葉県弁護士会の協力によりまして、仮の市長を決めるということで、弁護士さんが候補者となって、自分の主張を述べた後に、子どもたちが投票して、開票まで実施したところです。

○石井委員

今後、シティズンシップ教育の中の主権者教育をどのように展開していくかというのは、とても大事かと思っております。特に小学校、中学校の子どもたちが高校3年生になったら、早い人では主権者ということになるわけですから、その前段階として基礎的な仕組みを勉強していく機会をぜひ各学校、これは教育委員会マターになるのかと思うんですけれども、教育

委員と協力して選挙管理委員会ともども各学校での共同開催をしていただきたいというふうに思っておるんですけども、そのときに、選挙管理委員会はどちらかという、後援というか後ろで見守っていくという形になるのかわかりませんが、各学校でのこのような主権者教育を展開していただきたいと思っておりますけれども、選挙管理委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○片岡総務課長

小学校につきましては、毎年学校を変えて実施しているところでございます。これにつきましても継続していきたいと考えております。

○石井委員

中学校についてはいかがでしょうか。

○片岡総務課長

中学校につきましては、現在のところ生徒会の選挙に関して投票箱や記載台等を貸し出しているところでございますので、その辺も研究していきたいと考えております。

○石井委員

お願いします。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（政）委員

決算書63ページの、先ほど丸山委員から出ましたけれども、千葉県JR複線化等促進期成同盟負担金6千円というのがありますけれども、先ほど石井企画政策課長の方から答弁がございました21時台の銚子までの接続ができたということで、大変うれしく思います。

しかしながら、多くの方の要望は、帰宅時に総武本線の快速は成東駅まで入れてほしいという声が強いです。ご案内のとおり、9両編成しか今八街駅、成東駅は入れませんので、先ほど出ました酒々井町、八街市、そして山武市と力を合わせて快速電車が入れるようにしていく要望をしていかなければいけないと思います。特に八街市も山武市も人口減に悩まされているというか、そういう状態でございますので、通勤通学の足を確保するという意味で、快速電車が1本でも下りに入れるような対策をしていかなければいけないというふうに考えます。

そうすると、300メートルのトラックが要るわけですけども、山武市とさらに力を合わせて300メートルトラック化を推進しなければいけないと思うんですけども、この決算書の6千円のみならず、そういう意味のお金はもっとかけてもいいと思うんですけども、この負担金の6千円も含めて、今私が申し上げたような快速増便に向けて、下りの時間帯の増便に向けてどのような行動をとるのか、それをお聞かせください。

○石井企画政策課長

今、総武本線の利便性向上につきましては、先ほどお話をしましたとおり、酒々井町、山武市と歩調を合わせて沿線の増便や利便性向上に向けて活動を行っております。この協議会の中で検討を加えまして、必要なものにつきまして意見調整をしまして、利便性向上につなが

るような要望をJRの方にしていきたいと考えます。

○林（政）委員

そういうことですがけれども、これは八街市が今おっしゃった酒々井町、八街市、山武市の中でリーディング、リードしていかなければいけないと思うんですね。それには市長のリーダーシップも大切だと思います。市長、一言お願いします。

○北村市長

実は、この協議会の中でいつも発言しているところでございますけれども、酒々井町の小坂町長あるいは山武市の松下市長、それに私、合わせまして八街市選出の山本県議、それから山武市選出の小野崎県議をはじめ県会議員の皆様にもしっかりと協力していただきまして、この快速の増発についてはしっかりと要望しておりまして、今、林（政）委員が申しましたことも含めて、みんなで連携してJRに強力な発言をしてまいりたいと思っております。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○木内委員

決算書の53ページですがけれども、研修費についてですが、ある一定企業につきましては、ハラスメント教育をするようにという義務付けが厚生労働省の方から出ていますけれども、市役所にとっても、先ほどは研修についてはさほど影響、差を付けていないという答弁がありましたけれども、ハラスメント研修についての進捗状況について教えていただけますでしょうか。

○片岡総務課長

自治研修センターで実施しているハラスメント研修の方に、全ての職員とはいかないんですけれども、参加していただいているところでございます。

○木内委員

なるべく全員に参加していただいて、ハラスメントがないようにしていただきたいと思えます。

2点目ですがけれども、先ほどはヘルスチェックの件でもありましたけれども、ここの全員が658名なんです、下の健康診断のところは335名というふうになっています。これについては、人間ドックを除くというふうに書いてあるんですけれども、実際の健診のパーセントはどのくらいになるんでしょうか、お答え願います。

○片岡総務課長

市での定期健康診断受診につきましては、42.5パーセント程度です。

○木内委員

市ではなくて職員の実施状況。説明書の19ページに書いてあるんですけれども、先ほどのヘルスチェックの方は80.1パーセントという受診率が出ておりましたけれども、下の健康診断については出ておりませんでしたので、実施のパーセントをお伺いしました。

○片岡総務課長

定期健康診断の受診率につきましては、人間ドックを含めまして95.28パーセントでござ

ございます。

○木内委員

職員の健康管理に十分関与するところでありますので、100パーセントの実施をお願いしたいと思います。

それと、ヘルスチェックについてですけれども、1点お伺いしたいのは、これはプライバシーを完全に担保されない限り、正直なヘルスチェックは行われたいというふうに認識しておりますので、この産業医によるヘルスチェックについては、こういった方法で行われているのか、確認したいと思います。

○片岡総務課長

ストレスチェックにつきましては、各課にございますパソコンの端末によって実施しております。

○木内委員

十分、プライバシーを確保した上での実施をお願いしたいというふうに思います。

それと、決算書の69ページ、ふれあいバスについてですけれども、説明書の方に8万5千245人というふうに利用者数が出ているんですが、実際に無料券を使って乗っている方もかなりいらっしゃるというふうに思いますけれども、無料券で乗られている方の人数というのはおわかりになるでしょうか。

○石井企画政策課長

今、企画政策課の方では、免許を返納した高齢者の方にふれあいバスの無料券を配布しているんですが、今その交付の枚数につきまして、人数につきましては手持ち資料がございません。申し訳ありません。

○木内委員

実際に200円を払って乗車している人数と、無料券で同じ200円になると思うんですが、実質利用量に関して不明な点がありましたので、質問させていただきました。8万5千人ということで非常に多いように見えるんですが、実際にお金を払ってこのふれあいバスを利用しようという方がどの程度いるのか。これはふれあいバスのニーズに大きく影響することでありましたので、質問させていただきました。今後ともふれあいバスの利用率を上げていただくように、努力していただきたいと思います。

○石井企画政策課長

今、1点、勘違いして答弁してしまいました。

無料の方につきましては、免許返納制度によりまして返納した方と、あと障がいをおもちの方につきましては無料で乗車をしております。これをトータルした、何人の方が利用しているか、また料金に置き換えたなら幾ら軽減しているか、それにつきましては資料というか、データをとっておりませんので、申し訳ないんですが、お答えすることができません。申し訳ありません。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、67ページの地区コミュニティ推進費をお伺いするものであります。

説明書の46ページには、区自治会加入促進の啓発がされたというふうにあるわけですが、区への加入状況はどうだったのか、お伺いいたします。

○小澤委員長

10項を除くです。

○丸山委員

ごめんなさい、間違えました。失礼いたしました。

71ページです。事務改善推進費についてお伺いいたします。

説明書では52ページに平成30年度の行財政調査会は10事業に対し、外部評価のヒアリングを実施したと、その結果が出ているわけですが、このそれぞれの事業の中に見直し、改善というふうに一覧表になっているわけですが、このそれぞれの事業の見直しの内容、どういうところを見直すのか、どのように改善していくのか、そういった内容を、どのような内容で示されたのか、お伺いしたいと思います。

○會嶋総務部参事

この外部評価は、行財政調査会からの報告書というものを上げていただき、その中で今回評価しました10事業の事業別に、委員からの主な意見を載せ、それに基づいて、今お話がありましたとおり見直し・改善というような方向性を打ち出させていただいております。

そのものに対しまして、各担当課がその主な意見を受けた内容で、どういった方向で見直しをするのかというようなものを、事業ごとにペーパーで上げて、それを後年度で検証するというようなシステムでございます。

○丸山委員

それでは、各課で検討されたものは、出されてきて、平成31年度で既に実施されていると、見直しをされた内容で取り組まれているというふうに考えてよろしいんですか。

○會嶋総務部参事

内容によって、ごく簡単という言葉は悪いんですけども、すぐできるものとできないものがございまして、今回の平成30年度分については、今のところまだ結果の検証はまだ行っている状況ではございません。

○丸山委員

今後、全てこの10事業に対しては事業を継続するんだと、見直し・改善を図るということで、長期になるかもしれないけれども見直しは図っていくんだよということで、よろしいわけですね。わかりました。

それと、あとは75ページの市税徴収事務についてお伺いしたいというふうに思います。

先ほども、地方交付税の算定の中でちょっと私申し上げましたけれども、平成30年度の1月の総務省の自治税務局の事務連絡の中では、徴収対策として全国の上位3分の1の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として、基準財政収入額の算定に反映するんだというような事務連絡がされているわけです。平成30年、八街市がその徴収率に関わって

の地方交付税の算定、ある意味ではペナルティーですよね。ペナルティーがどのくらいあったのか、その辺はおわかりでしょうか。

○會嶋総務部参事

先ほどの中で、収入額部門で2千万円というふうに申し上げたと思います。この2千万円が基準財政収入額での税の徴収率の影響ということになります。

○丸山委員

わかりました。この徴収率が悪ければペナルティーでより地方交付税を減らすよという、大変脅迫するようなやり方での地方交付税の交付の仕方、それから徴収率を引き上げるために各自治体に対して徴収の取り組みを強化させるという、そういうやり方を今国は進めているわけですが、どう見ても、これは地方交付税を大きくゆがめていくやり方であるというふうに思います。

決して滞納事務をやるなというわけではありません。これはやり方があるわけで、それぞれの地域に合わせたやり方があるというふうに思います。そういう点で、こういった国の市税収の徴収率が悪かったらペナルティーを課すというような、こうしたやり方については、これは国にきちんと、私は、こうしたやり方は地方の財政をゆがめるということで、厳しく意見を言うべきではないかというふうに思います。

市長は、こうした国のやり方に対して、どんなふうにお考えなのか、その辺についてお伺いいたします。

○北村市長

今、丸山委員がご指摘のとおりでございまして、それぞれの自治体の努力については、その努力に見合った財源は必ず地方に還元するということを決議しておりますし、この自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に行うためには、国のそうした地方交付税の引き上げについては、千葉県市長会、全国市長会でも同じ発言をしております、いろんな意味での地方交付税のそれぞれの財源不足につきましては、各首長さんも同じ気持ちでございまして、臨時財政対策債によることなく地方交付税の引き上げを含めたことを、重ねて要望しておるところでございまして。

○丸山委員

ぜひ、首長がしっかりとしたそういう姿勢で国に今後に対応していただきたいというふうに思います。今、地方の財政が厳しいというのは、こういった地方交付税を大きくゆがめてきているというのも1つ、私は原因であるというふうに思います。八街市の経常経費の収支比率が大変高くなっていると、硬直化が進んでいる。これも国の支援があって初めて緩和されていくというふうにも思いますので、ぜひ、そういう点では、積極的な市長の要求、要望活動を続けていっていただきたいというふうに思います。

それで、八街市の市税収事務に関わって、平成30年度の搜索というのは、平成29年度と比べてどうだったのか、お伺いいたします。

○渡邊納税課長

搜索につきましては、平成29年度につきましては15回実施しております。そして、平成

30年度につきましては18回実施したところでございます。

○丸山委員

先ほども歳入のところで質問がありましたけれども、差し押さえ件数は今までの最高の864件、主に預金と給料の差し押さえだったと、約8割ちょっとが給与と預金であったというふうに思います。

この検索につきましても、18回というのは今までにない回数ではなかったかというふうに思います。毎回私は思うんですけども、差し押さえを18回やっても、8割強は差し押さえるべき財産発見できずという、わかっていてやっているのかと。もうこの方は払えない、そういう状況であるにもかかわらず検索をやったのかと。大変市民に対しては精神的に苦痛が伴うような取り組みだったのではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○渡邊納税課長

検索は昨年度18回という回数でございましたが、その中には、生活的にある程度困窮されている方で、納付の方はかなり厳しいのではなかろうかという方もございます。そういった方につきましては、いわゆる滞納処分の停止というのを視野に入れた検索というものを実施しております。ただ単にとるということだけではなくて、いわゆる滞納処分の停止というものも視野に入れた検索というものも、私どもは行っているところでございます。その中で、恐らく滞納処分の停止が必要であろうという件数でございますが、6件ほどは、今後滞納処分の停止が必要ではなかろうかというように考えております。

○丸山委員

滞納処分の停止も含めての検索であったというようなことですけれども、今回のこの検索のもう一つの特徴は、差し押さえるべき財産なしとしながら、不動産鑑定が3回実施されている。これは強制的に対応されたのかというふうに思うんですけども、それといま一つは、県と市の合同検索、これも今までなかったことが5回ほど実施されているというようなことで、市民にとっては大変ショックな内容ではないかなというふうに思うんですが、その辺に対しては、市民との接触あるいは対面指導の中でやらざるを得なかったのかどうか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○渡邊納税課長

まず、県市合同検索につきましては、実は千葉県の方に地方税法第48条の徴収引き継ぎを行っております。そういった中で、千葉県の方で、市県民税について滞納がある方について八街市の方から徴収の引き継ぎをした案件につきまして、検索が必要であろうというところについては従前よりやっておりました。今回、資料としてお出ししたものにつきまして、私の方でその説明的なものを今までやっておったところではございますが、付け加えさせていただいたものでございます。

それと、不動産鑑定につきましても従前よりやっております、財産が発見できずというのは、不動産以外の動産的なものが発見できなかったという表現でございまして、不動産鑑定を行う際につきましては、当然家の中とか不動産鑑定士を連れて見させていただきますの

で、ご本人様の了解をいただいた中で実施しているものでございます。

○丸山委員

搜索となると、職員の皆さんもかなりの精神的な負担があるかと思えます。また、市民にとっても、先ほど来申し上げておりますけれどもかなりのショック、負担があるわけです。丁寧に市民の皆さんに対する対面指導が必要ではなかろうかというふうに思います。

私は以前も言っているんですけれども、資力がありながら、また担税力がありながら、納めない、こういう方には厳しく接していただきたい。本当に悪意のある滞納者に対しては容赦しないということは、もう私は当然であるというふうに思いますが、圧倒的多数の滞納者は日々の暮らしが大変な方が多いと。そういう中で、行けば納めなければならない、行かなければ厳しく督促が来るといような、そういうはざまの中で生活をせざるを得ない方々が多くいるわけです。市側にとっても大変なんでしょうけれども、きちんと納税に対しては義務であると、しかし払える範囲内で頑張ってくれという、そういう励ましをしつつ、納税に対しての取り組みを進めていっていただきたいというふうに思います。

今、国、県は差し押さえなどの徴収強化、これをもっと進めろという指導がされているかというふうに思いますが、住民の生活実態を身近につかめる自治体なわけですから、自治体の果たす役割は、住民の暮らしを壊すことではなくて、住民の暮らしを守っていくことも仕事なわけですから、そういう中でいかに納税していただくのか、きめ細やかな対応、対策が求められていると思えます。ぜひ、大変難しいことではありますけれども、住民の立場に立った徴収業務を進めていただきたい、このことを申し上げておきます。

以上です。

○小澤委員長

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時08分)

(再開 午後 3時18分)

○小澤委員長

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

片岡総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○片岡総務課長

先ほど、丸山委員より人事評価制度のご質問の中で、人事評価の処遇反映の影響額についてのご質問ですけれども、約52万3千円でございます。

○小澤委員長

引き続き、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありますか。

○林（政）委員

決算書71ページの応援寄附金によるまちづくりの基金費についてお伺いをいたします。

説明欄の58ページですか、ふるさと納税は順調に伸びております。平成28年度、29年度、30年度と右肩上がりの伸びを示しております。特に平成29年度、30年度に関して

は、「Qなっつ」効果とも言われた年、メディア等でも八街市は「Qなっつ」で大変得をしたんじゃないかというふうに言われておりますけれども、実際これだけ伸びてきますと、私が心配しているのは、今度平成31年度、令和元年度はどうなるのか。それで各新聞とかテレビを見ていると、対策をかなり練って落ち込みのないようにしているんですけれども、八街市も平成30年度の決算で6千700万円という数字が出ていますけれども、経費が2千万円から出ているんですけれども、これからこの落ち込みをどういうふうに食い止めて、これは平成30年度の決算ですから、どのような対策をとるかお聞かせてください。

○會嶋総務部参事

平成29、30年度と件数、額とも伸びてきておる状況の中で、平成31年度につきましては、災害分が今回は入ってしまいますので、金額だけ見ると増える可能性はある。しかし、本来の八街応援寄附金という返礼品ありの額については、ほぼ前年並みの推移になろうかという状況で、これから出ます落花生によるところが、この成績を左右するというような状況でございます。

それで、昨年度末から今年度にかけて、国のいろいろな指針とかが出た状況の中で、過度なもの、金額的にまずいものですか、製品的によくないものということで、割と制限がかかってきている中で、八街市の場合はそれも従前から守ってきているという状況の中ですと、一番件数の多いこれから出る落花生と、あとは夏場のスイカ等で増やしていくしか方法がない。あとは最近で言いますと、これは先ほど経費という中であった委託をお願いしているところですが、地元の方々へ回って、どちらかというと、機械的に作られているというものよりも、手づくり的なものというものを、今返礼品の中で増えているというか、追加しております。地元の方が作ったペンダントですか、野菜の積み合わせにしたものですか、その辺を今年からは新しい返礼品として加えており、昨年度からはイチゴあるいはチョコレートといった手づくり感のあるものを返礼品に加えていって、その辺で少しずつPRをしながら増やしていくか、今のところは考えてはおりません。

○林（政）委員

それに加えて、先ほど税収でユニマットの話がありましたけれども、その辺とも連携して、ドギーズの活用とかそういうのもあると思いますので、何としてもこの応援基金を伸ばしていきたいと思っている議員の一人でございますので、いろいろな角度から検討していった方がいいんじゃないかというふうに思っていますので、応援しておりますので、よろしく願いします。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了します。

総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○小菅委員

決算書 79 ページです。旅券事務費の中で、概要説明書 69 ページですが。

○小澤委員長

文教委員会です。

○小菅委員

すみません。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

では、1つだけ質問させていただきます。先ほどの71ページ、応援寄附金によるまちづくり基金ですけれども、先ほどは林政男委員が質問しましたが、実際たくさん寄附をしていたということはおそらく喜ばしいことですが、危惧しているのが、例えば八街の方がほかの市町村に寄附をするというその相対的なバランスは、どちらが多くて、どちらが少ないという、そういうところもしっかりと見ていかなければいけないというふうに思うんですけれども、その点については、八街市民の方がどれだけほかの市町村に寄附をして、控除されて、税収としては減っているというところは、どのようになっているのかお伺いします。

○會嶋総務部参事

平成30年度で八街市への寄附が約4千700万円弱ということと、今お話がありましたとおり、八街市民の方がほかの自治体への寄附ということで、寄附金額自体は6千万円を超えています。それを市民税の控除額に換算しますと約2千800万円ということで、単純これだけを差し引けば4千700万円の対して2千800万円の控除ということで、その分が減額される形になります。

しかし、これは交付税で計算上は75パーセント補填されることになりますので、単純に25パーセント分だけが八街市の税額が減ってしまうということになります。さらに、この事業にはいろいろな経費が人件費をはじめかかっておりますので、そのもろもろの経費を机上で差し引きをいたしますと、平成30年度でのプラスということになると1千700万円程度がプラスになっているのではないかと、計算上は出ております。

○山口委員

わかりました。プラスということで、マイナスになっている市町村も正直ある中で、八街市はプラスということで、努力をしているというふうに感じております。また、今年は災害もありましたのでますます頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

次に、歳出4款衛生費のうち1項7目の審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

○丸山委員

それでは、137ページの上水道費についてお伺いするところですが、これは投資及び出資金の中で、平成30年度も八ッ場ダムへの出資金があったかと思えます。平成30年度ほどのくらいになったのか。また、平成31年度、今年度は最終年度になり、また工事が完成の見込みということのようですが、平成31年度は幾らになったのか、お伺いいたします。

○石井企画政策課長

平成31年度の八ッ場ダムの出資金は2千80万円になります。

平成31年につきましては、740万円ほどになりますが、まだ確定した数字ではありませんので、740万円程度になります。

○丸山委員

この八ッ場ダムの工事は5度にわたって変更されて、出資金は当初の八街市の1.2倍という状況になりました。約2億円強の負担金を納めたことになるわけですがけれども、今年度で八ッ場ダムは完成ということのようですけれども、完成すれば暫定井戸が廃止になると、大変な状況になっていくわけですがけれども、この間も暫定井戸を残してほしいんだという要望を市長をはじめ関係する自治体が県に上げていますが、その後はこの問題はどのようになっているのか、市長にお伺いいたします。

○北村市長

実は、今丸山委員がご指摘のとおり、7市2町の首長が、先般この八ッ場ダムの件でいろいろ、種々県の方へ要望しております。いわゆる既存の地下水源の重要性を再認識した中で、あるいは災害時においては地下水として大変有効な水源であることを鑑みまして、その代替水源における表流水の転換につきましては、八ッ場ダムが完成しましても、同意水源と同量の地下水汲上量の削減をすることなく量的調整を選択可能とすること、それから条例の抜本的な見直しにつきましては、県内の地下水及び地下沈下におけるモニタリングの調整をもとに、揚水と地下沈下の因果関係を科学的に整理するとともに、条例制定当時の状況の変化を十分に検証しまして適宜適切な条例の見直しを行うということで、先般、県の森田知事へ要望してございまして、その後の県の八ッ場ダムへの取り組みにつきまして、印旛広域の事務組合の首長会議の中でも再三要望しております。しかしながら、まだ明確な答弁はございません。

○丸山委員

先だっつの台風被害の中で、水の大切さを改めて感じたところであり、何としても水源として確保していくということは、この八街市としても強く要望していただきたい。

それと、この八ッ場ダムが完成することによって、今度は受水という問題が出てくるわけです。八街市は水道事業の計画の中で、受水量または人口の減少の変更等を行ったところですがけれども、この受水の増加というのにも検討されているようですし、また水道料金も今までとは違った高い料金になっていくのではないかという市民の不安がございまして、こういった情

報については、八街市はどのように把握されているのか、お伺いいたします。

○石井企画政策課長

まだ、明確な情報については入手しておりません。

○丸山委員

現在の水道料金よりも安くなるということは、まずあり得ないというふうに思うわけです。そういう意味では、国に対して、水道料金への助成・補助を求めていくことが必要ではないかというふうに思います。八街市民にこれ以上高い水を供給していくということは、市民を苦しめることであるというふうに思いますので、その辺について市長にお伺いいたします。国に対して、水道料金の助成・補助等を求めていくということは、どんなふうにお考えでしょう。

○北村市長

たまたま印旛広域事務組合の管理者に先般選出されたところでありまして、印旛広域の7市2町の首長の中で、しっかり協議した中で、その印旛広域の実情に沿った意見を国にあげたいと思っております。

○丸山委員

お願いいたします。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了します。

総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

執行部の皆様に申し上げます。

議案第9号中、歳出8款消防費、歳出11款公債費、歳出12款予備費に関する職員以外は退室して結構です。

(職員退室)

○小澤委員長

次に、歳出8款消防費について審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。

○木村委員

消防費に関して質問させていただきます。

決算書175ページ、説明書245ページですが、台風によるいろいろな被害で防災倉庫を開放されたと思うんですけども、その防災倉庫の中にいろいろと備品が入っているんですが、発電機に関して、なかなか皆さん使いきれていなかったなという思いがしていたんです。

我々の方にも防災倉庫。

○小澤委員長

木村委員に申し上げます。決算書のどの項目で質問されているのでしょうか。

○木村委員

説明書の245ページのインバーター発電機が2基購入されたというふうなことで書いてあるんですけども、これで今八街の防災に関して、いろんな災害が出たときに、これで足りるのかどうかということ。

そしてもう一つは、今回の台風15号、19号が来ましたので、いろいろな問題点が出たのかという思いがあるんですけども、こういうインバーター発電機もしくは発電機の使用勝手などこの辺のところを、防災倉庫を置いている自治会にきちんと伝達されていたのかという、その辺のところを確認したかったんです。

○湯浅防災課長

今回、発電機2基の購入でございますが、これにつきましては用草公民館、滝台コミュニティセンターを整備したために、そこへ2台搬入するというところでございます。

あと、各避難所の備蓄倉庫には発電機を入れてございます。当然、施設管理者がいる学校とか小中学校につきましては、直行職員がつきます。また、指定避難所については、直行職員がきちんとつきますので、そこで職員が取り扱うということも考えておりますので、また、あとは発電機は初めてという方もいらっしゃると思うので、地域の方々にも今後使い方を伝授していきたいと考えています。

○木村委員

今回買われたのはインバーター発電機ということだったんですけど、このインバーター発電機の場合だと家電までこれ使用できる発電機ですか。というのは、普通の発電機ですとデリケートな家電で使用すると、みんな壊れてしまうという話を聞いたんですけども、今八街で防災倉庫に入っている発電機は、インバーターと普通の発電機と両方あるんですか。

○湯浅防災課長

備蓄倉庫に購入している発電機については、避難所を照らすための投光器、こちらが使えるものということで、電子機器ですか、そういったものは考えておりません。

○木村委員

ありがとうございます。みんな発電機というと、使用勝手のわかる人はいいんですけど、何でも使えるというふうに思い込んで、家電まで避難所ですから冷蔵庫等がありますよね、クーラーだとか。そうすると、そういうところの電源に使いたいということで使ってしまう場合があります。だから、そうなってくると冷蔵庫が壊れたり、またテレビが壊れたりしているわけなのですが、それでパソコンなんかとっちゃうともっと被害が大きくなっちゃうかというふうに思っただけで、この辺のところも少し防災課の方で、指導の方をお願いしたい。というのは、混乱をしていたような気がします。ですから、これからもこういうことが不測の事態が発生しないとは限らないので、その辺のところをお願いしたいというふうに思っています。

あと、防災倉庫に入れる備品ですけれども、この辺のところも水が普及していたとか、避難所で支給されるのは、中央公民館などだと囲いもあったり下に敷くマットなんかも設置されていたので、使い勝手はよかったかと思えますけれども、ほかの避難所へ行くと、避難警告が出てときに自主的に毛布をお持ちくださいとか食料品をお持ちくださいという、こういう案内が19号のときには出たかというふうに思っています。このときに。

○小澤委員長

木村利晴委員に申し上げます。ただいまの発言は議題の外、議題外にわたっておりますので、質問の仕方を変更していただけないでしょうか。

○木村委員

自主避難者に対して、備蓄品のリストですけれども、毛布・敷きマットだとかまた食料品だとかというのは、このときはどの程度のものを用意したのか、お聞きします。

○湯浅防災課長

今回の台風15号及び19号の避難につきましては、避難所として開設したものについては全て自主避難所ということで、食料等の持ち出しも避難の際には可能であった十分な時間がとれたんじゃないかと思っております。そのために、必要な物資についてはお持ちくださいという自助の部分でのお願いをしたところでございます。

○木村委員

ありがとうございます。自分で持ってこいというのも、物が大きくなってくるとなかなか実際には運べないのかなという、若い人だったらいいんですけれども、高齢者だとか要支援者の方は無理があるのかなというふうに思っていますので、その辺のところも、今後の対策として考えていただきたい。

あともう一つ、先ほど言った発電機ですけれど、大体どのぐらいの容量のものが設置されたのか、設置されているのか、お聞きしたいんですが。

○湯浅防災課長

全てインバーターの発電機でありまして、2千500ワット程度使えるということです。

○木村委員

ありがとうございます。2千500ワットだとかなりの容量のものだというふうに思っていますけれども、実際には設置されたものが小さいと、今八街中がまだまだ水道が普及していませんので、井戸のポンプを回すのに小さいものが。

○小澤委員長

木村利晴委員に申し上げます。決算書及び主要施策の成果の資料に基づき議事運営を、単刀直入によろしくお願いします。

○木村委員

今回、準備がどのようなものだったのかという確認をしたかったものですから、今後に反映するという形で、発電機も容量の大きいもので使用勝手のいいものをこれから準備していたらというふうに思っております。

また、避難所の28カ所に関しては、段ボールだとかいう囲いに関しては、どの程度設備さ

れていたのか、確認します。

○湯浅防災課長

避難所のプライベートルームあるいは段ボールでの仕切り、これにつきましては十分な数が配置されているわけではございません。台風15号のときの中央公民館については、いろいろな備蓄倉庫からそこへ集中して集めたという経緯がございます。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

同じく175ページ、避難所整備事業ですけれども、15号、19号の大きな被害がありまして、これは一般質問になっちゃうんじゃないのと言われるのを覚悟で、これだけの災害があった後ですから、今のうちにきちんと方向を見定めておく必要があるということで、質問をさせていただきます。

自主避難についてですけれども、自主避難をなさいといっても、高齢者、障がい者が避難する場所がなかったというのが実態です。高齢者の方に、さあ避難しましょうと言ったら、いやいや行けないと。高齢者向けの避難所ではないだろうと、体が悪くて到底行けないんだと、実際に行ったんだけど夜中に帰るようなことに、具合が悪くなってね。また夜中のさなか行くというような状況があったんですけど、一日も早く高齢者向け、また障がい者向け、結局人工の袋を付けている方なんかは本当に行きたくても行けないと、もう私はここでいいんですと言われたときには、本当に切なかったんですけども、自主避難といっても避難する先がなかったというところでは、早急な対策・対応が必要であるというふうに思います。

それと、あとはこの間、小中学校のエアコンを設置してほしいという要望をしてきました。あわせて避難所となる体育館のエアコン設置も必要だということで要望させていただきましたけれども、改めてこれは必要だなと。中央公民館はたまたまあるので対応がされたなというふうに思いますけれども、各学校の避難所となっているところは、夜は寒かったというようなこともあって、ぜひこういった整備を計画的に早急にやっていただきたいというのが、1点あります。

それと、あとは自主避難を呼びかけたときに、高齢者がどれだけのものを、先ほども木村議員が言われていましたけど、どれだけのものを持っていけるのか。水を持って、食料を持って、寝具を持って、持ちきれません。自主避難を呼びかけられるのは高齢者、障がい者ですから、そういった方々に対応した受け入れをきちんとしていくべきだと、毛布は支給しますよ、最低限お水だけは持ってくださいぐらいならいいんですが、それ以上のものまで要求できないんじゃないかなというのを、改めて感じました。

そういった点で、本当に防災計画の見直し、次に地域防災計画修正業務までいってしましますけれども。

○小澤委員長

丸山わき子委員に申し上げます。平成30年度決算に基づいての質問に変更してください。

○丸山委員

そうなんです。決算なんですけど、その決算がきちんと整理されていなかったがためにこういうことになっちゃったよという話をしているわけです。だから、そういう意味では担当課が一番わかっていらっしゃるんですね。これではだめだと、もっと見直しを図っていかなければいけない、それも早急にやっていけないというふうに思われていると思います。ぜひ、これは時間をあけずに綿密な対応策を練り上げていただきたいというふうに思います。

それから、177ページの防災無線でございます。

これも、先だって防災メールで対応していきたいんだという総務部長の答弁がございましたけど、現在の防災メールの登録数はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○湯浅防災課長

お答えします。この10月24日現在で一番多い防災気象情報のコンテンツになりますが、3千736名の方の登録をいただいております。これが発災前は2千名ちょっとでしたので、1千人以上の方が関心を持たれて登録をいただいたということです。

○丸山委員

防災メールも本当に身近に役立つ内容ですけれども、高齢者の方々、障がい者の方々に使えこなせない方もいると。これは総務部長の説明ですと、支援者にきちんと説明していただいて、使い方を習得してもらおうんだというような答弁がございましたけれども、防災メールでの対応だけでは不十分であると。携帯を持たない高齢者、要支援者世帯に対して確実に情報を届ける、そういう対策も今後は検討すべきであるというふうに思います。

ぜひ、そういう点で、今防災ラジオ、これはこの間の答弁でも3億円から4億円かかるんだというような答弁がございましたけれども、今は安い防災ラジオ等が活用できるようになっているようでございます。ぜひそういう点でも、本当に弱者の世帯から、また聞こえない世帯にこういったラジオも設置できるように、ご検討いただきたいということを申し上げておきます。

次に、177ページの地域防災計画修正業務ですけれども、私、この間も地震対策に対しまして指摘をしておりました。本市の実情に合った計画がいかにか必要かと、このことは今回の台風を通じてもわかったんじゃないかというふうに思います。

ぜひ、そういう点では、早急な地域防災計画の修正業務はされたんですけれども、今度は庁舎内による手直しを一気に進めるべきではないかというふうに思うんですが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○湯浅防災課長

今回の台風15号、19号によります災害の中で長期停電の対策の必要性、こちらについては痛感してございます。今後、対応の検証を行いまして、地域防災計画への位置付けを含めて検討してまいりたいと考えています。

○丸山委員

この長期停電の一番の問題は、倒木があったと思うんですけれども、その倒木対策。

○小澤委員長

丸山わき子委員に申し上げます。平成30年度決算の審査をしておりますので、一般質問の

ような質問は、質問を変更してください。

○丸山委員

そうですね。来年度に向けて倒木対策も、これは検討していく必要があるのではないかとこのように思いますので、ぜひこれは地権者の協力も必要なことなのではけれども、そういう点では今後の八街市の暮らしを守る点で対応が必要だと思えます。

次に、179ページの非常備消防の運営費でございます。

これも、私は毎回非常備消防の処遇の改善について申し上げているところでございますが、印旛郡市内の佐倉市、酒々井町、富里市、八街市の中を見ますと、一番低くなっております。消防団員の年額の報酬が2万5千円ということで、佐倉市が3万6千円、酒々井町が3万5千円、富里市が2万7千円ということで、八街市が一番低い状況となっております。

今回も本当に台風の中で消防団の皆さんに助けていただきました。本当に身近に対応していただいたということで、皆さんの奮闘に敬意を表するものではけれども、これだけでは済まないなど、処遇改善に向けて一歩前進させていただけないかと。これが国の示すように、国の方は交付税の単価は3万6千500円ということを書いてきているんですけれども、年間、1年間に2千円ずつアップするとか、そういうようなやり方でもしていてもいいんじゃないかというふうに思っているんですけれども、その辺については、どんなふうにお考えでしょうか。

○湯浅防災課長

八街市といたしましては、報酬ももちろんそうですが、団員の出動手当、こちらの見直しを今行っているところです。これによりまして、その団員が活動するごとの手当を支給できるんじゃないかというふうに考えておりますので、そちらの方を充実させていきたいと考えております。

○丸山委員

その出動手当も、県下で最悪の状況だったわけですね。それはそれで、この手当に関しましては、年額報酬に関しましてはこのままであってはならないんじゃないかと。本当に八街市の財政が厳しいんですけれども、消防団の皆さんにこれからさらに大きくご協力いただかなければならない。地域づくりの点でも、もっともっと協力していただかなければならないという場面が多く出てくるか思います。

そういう点で、これは一気にとは言いません。毎年少しずつ増やしていくという、そういった取り組みをぜひ進めたいというふうに思いますが、市長はこの消防団員の年額報酬について、どんなふうにお考えか、答弁いただきたいと思えます。

○北村市長

まず、消防団員の皆様おかれましては、日頃、市民の生命財産を守る活動や、いろんな意味での地域防災を高めていただいておりますことにつきまして、まずは厚く感謝御礼申し上げます。

今の丸山委員の要望でございますけれども、先ほど担当課長、湯浅防災課長が申し上げましたとおり、出動手当は、先般一般質問の中で議員から要望がございました中で、それを今検

討して、今回実施しようとする段階でございます。今丸山委員の言われましたことは、私どもも気持ちはそんなに違わないんですけども、八街市の消防団員の確保あるいはいろんな意味での消防団員のその活動に対しての気持ちは、私は本当に感謝の気持ちを持っているところでございますけれども、今丸山委員の言われましたことにつきましては、検討してまいりたいと思います。

○丸山委員

ぜひ、出動手当を引き上げたからこれでよいではなくて、確かに八街市は財政が厳しいんですけども、しかし八街市を支えてくださっている消防団員の皆さんのこの年額報酬は、計画的にでもいいですからぜひとも検討していただきたい、このことを申し上げます。

以上です。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

決算書175ページの一番下の自主防災組織運営費についてご質問させていただきたいと思えます。説明書246ページでございます。

平成30年度でカバー率が42.6パーセントというふうにお示ししていただいております。例えば約20団体、今組織された方々。今回の自主防災組織を作られた方々から、防災課に、この災害についてどのような声が上がったのか、教えてください。

○湯浅防災課長

自主防災組織の皆様につきましては、停電区域で設置されている自主防災組織について、給水活動等にご協力をいただいたということでございます。特に今現在までのところ、お声をまだ頂戴、拾っていないというところが事実でございます。

○石井委員

このカバー率を、一義的にどのくらいの数値まで、担当課としては組織をカバーしていきたいと思っているのか、目標値があれば教えてください。

○湯浅防災課長

現在、県では活動カバー率が67.4パーセントということでございますので、県平均並みには引き上げていきたいと考えています。

○石井委員

県下の平均に倣って67パーセントということですけど、恐らくほかの市町村も頑張っていて、今回を機にまた自主防災組織を構築していくと思うんですけども、そこで、自主防災組織を、例えば平成30年度で4つの組織が設立されています。この設立したときの補助金額は50万円ということで、私の方の上砂の自主防災会も有効に使わせていただいているんですけども、1つ問題が、市民という区民の方から、活動において問題があって、組織はつくったはいいんですけどもその運営費、ここに書いてある数字の運営費ではなくて、毎年々の運営費を、例えば区から出さなければいけない、組から出さなければいけない、うちの場合は区なので、区から助成金だけでは、今回の災害があったときは非常に心もとなくて、

財源的にも非常に厳しい状況で、変な話で持ち出しのある方も中には正直言っている。

この自主防災組織のカバー率が、例えば50パーセントを超えていくとか60パーセント、県並みになっていくと同時に、その運営費の補助金という制度を構築していくということも、この自主防災会を地域で自主的に適切に運営していく仕組みを作っていくべきだというふうには、私は理解しているんですけども、そのようなことを今後市として、担当課として考えていくべきかと、このように理解をしているんですけども、これはもちろん財源が伴いますけれども、自主防災会の地域での運営をこれから確かなものにするために、毎年々の運営費の補助をお考えいただければありがたいかなと、このように思っておるんですけども、いかがでしょう。

○湯浅防災課長

自主防災組織につきましては、自主的な組織といえども、運営費の方がなければ動けないというのも事実でございますし、この運営費の補助については今後検討してまいりたいと考えています。

○石井委員

ぜひ、そのような形で、担当課として上に部長なり、市長に意見を上げていただいて、そのような制度を構築していただけるとありがたいという意見が非常に多かったもので、例えば発電機の燃料代にしろ、今回はチェーンソーをうちも相当動かしたんですけど、その燃料代も自腹でみんなやっているものですから、そういった細かなことかもしれないんですけども、それは自分のためではなくて地域のためということでやっておりますので、そこをぜひ、多額とは言いませんけれども、かかった分だけは考えてくださいよみたいな意見も出たりしていますので、その辺に関して、お考えいただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

続いて、決算書177ページ、消防施設整備事業費の防火水槽についてご質問させていただきたいと思います。説明書の249ページ。

防火水槽については、現在1千117基ということでありましてけれども、そのうち40トン以上の防火水槽が685基と、旧来の10トンの防火水槽はどのくらい、差し引きすればいいということになるのでしょうか。その入れ換え等についてのお考えについてもお聞かせください。

○湯浅防災課長

現在、消防基準で定めます40トン以上の防火水槽については685基ございます。

今後も、40立方メートル以上の防火水槽を計画的に設置してまいりたいと考えています。

○石井委員

今、実際に10トンはどのくらいあるんですか。

○湯浅防災課長

10トン。20立方メートル未満が363基です。20立方メートル以上40立方メートル未満が69基、合計しますと1千117基です。

以上です。

○石井委員

一昨年だったでしょうか、山田台地域に耐震性の防火水槽、貯水槽、貯水槽と言いかたですか、防火水槽でいいんですか。置き型防火水槽。地面の下といたらあれですけど、基本的には埋設式の防火水槽40トンが今まではメインだったんですけども、置き型の防火水槽、これは耐震性の防火水槽が最近出てきたというか、見られるようになっております。今後、その場所の問題もあるんですけども、うちの地域でも10トンだとクラックが入って下から水漏れが何カ所かあって、消防団員が定期的に巡回して水を入れているような状況もあります。

そのような状況で、不測の事態が仮にあった場合に、40トンにしておけばよかった、耐震性の置き型でも防火水槽にしておけばよかったという声を結構お聞きしますので、そこについての変更というか予算を立てていただいて、整備計画をしっかりと立てていただいた上で、40トン式また耐震性の貯水槽に転換をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○湯浅防災課長

現在、今年度につきましては、山田台に寄附をいただいた土地がございまして、そちらの方に置き型の貯水槽を設置する予定でございます。

また、地域の中で10トンから40トンに変えたいんだというお話がございましたら、相談に乗りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○石井委員

ぜひとも定期的によろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

最後にもう1点でございます。決算書181ページ、説明書255ページでございます。

消火栓の維持管理費についてでございますけれども、この消火栓の維持管理費、これは全部で八街市の消火栓は何カ所あるのでしょうか。

○湯浅防災課長

4月1日の数字になりますが、643基ございます。

○石井委員

その中で、平成30年度に整備されたのは2基ということで、ここに書いてあるとおりですか、それで、理解でよろしいですか。

○湯浅防災課長

こちらは、新規に設置したものは1基となります。

○石井委員

水利が井戸のところの地域、特に私たちの南部地域に関しては、消火栓が基本的にないものですから、先ほどの話で言うと防火水槽の整備が急務となってくると思います。また北総中央用水の排泥溝の水を使って消火活動をしていくということも、消防団員をはじめ地域の皆様に周知をしていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、その排泥溝に関しては火事場になった場合になかなか利用ができない現状があったり、消防団員には器具が配備されているんですけども、消火栓みたいな使い方がなかなかできない。実際は消火栓みたいな使い

方ができるんですけど、そこに関しても今後周知徹底をしていただければありがたいと。消防団員に関してもそうですし、地域に関してもその排泥溝の説明と、排泥溝から消火栓がとれるよというような説明会等を、本来していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○湯浅防災課長

北総中央用水の排泥溝につきましては、本年度1回、消防団員を集めまして訓練を行ってございます。地域の方々への周知につきましても、今後検討してまいります。

○石井委員

排泥溝と合わせて空気弁があります。そこからもとれるということですが、その辺に関してはいかがでしょう。

○湯浅防災課長

現在、北総中央用水等は39カ所のウオータースタンドを含めた排泥溝、39カ所を協定で使えるということを確認しておりますので、消防団の方にはその旨を全部周知してまいります。

○石井委員

ぜひとも、その辺をもう一度、地域の皆様にもということで、啓蒙していただければありがたいと思います。

クリーンセンターのところに消火栓が新しく数年前、もう5年くらいたつかな、前に設置されて延伸をされましたけれども、クリーンセンターより先の地域、用草地域に消火栓をもっていくようなご努力はできるのか、できないんでしょうか。その辺の調査をしていただくことが可能ではないのか、水圧の問題もあると思うんですがいかがでしょうか。

○大木総務部長

今のお話ですと、水圧の問題で中々先については延ばすことはできないとは考えております。

○石井委員

もう一度、それは水圧の問題はできない。

○大木総務部長

水圧不足でそこまでしか、あの辺までしかできないということです。

○小澤委員長

委員の皆様申し上げます。

質問の内容が一般質問に偏っているようになっております。決算及び主要施策の成果、執行部から提出されている資料に沿って質問するようにお願いをいたします。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了します。

総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○山口委員

1点、質問をさせていただきます。179ページ、非常備消防運営費についてですけれども、主要施策の成果の方でも、団員報酬、出動手当、福祉共済加入金、衣類、安全靴、そういった形でさまざまな形のものが、団員に対して活動に必要なものということで準備していただいておりますけれども、気になっているのが、この福祉共済加入金について、例えば事故等に遭った際にこれは活用されると認識をしておるんですけれども、実際、この平成30年度も多分その前かもしれませんが、団員にこれが意外と周知されていなくて、せっかく入っているに周知されていないという現状なので、その点は周知をしていただきたいと思います。

○湯浅防災課長

山口委員の言われた福祉共済につきましては、団員の死亡または一定の障害の状態、こういったときに援護金、見舞金が支給される制度ということで、周知につきましては確かに足りない部分があるかと思しますので、分団長会議等で周知していきたいと思えます。

○山口委員

難しいですね、一般質問にならないようにというのはなかなか難しくて。

なぜかという、消防団員が例えば事故に遭った、けがをしたという際に、一生懸命自分たちの地域は自分たちで守るという平成30年度も活動されているんですけれども、実際にけがをしたら自己責任でしょうと、皆さんはそのように思っているんです。実際はそうじゃないはずなんですけれども、けがをしたら自己責任でしょうというふうに思われている方が多いので、今回の台風の際もチェーンソーを持って現場に行ったとしても、けがをしたらどうしようというふうに思われている団員もかなり多かったというのも事実なので、そういったことも含めて、消防団員が現場でしっかりと活動できるという確証を持って活動できるような体制を今後もつくってください。

○湯浅防災課長

消防団員につきましては、常々非常勤の公務員だというお話をさせていただいております。消防団員の活動中のけがについては公務災害に該当するというのも、分団長会議で周知してございます。さらに今後も周知してまいりたいと思えます。

○小澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。

執行部の皆様に申し上げます。議案第9号中歳出11款公債費、歳出12款予備費に関する職員以外は退室して結構です。

(職員退室)

○小澤委員長

次に、歳出11款公債費について審査を行います。

総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了します。
総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。
次に、歳出12款予備費について審査を行います。
総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了します。
総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。
以上で、歳入全款及び総務常任委員会所管事項審査を終了します。
お諮りします。
本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小澤委員長

ご異議なしと認めます。
明日は午前9時から引き続き特別委員会を開催し、経済建設常任委員会所管事項の審査を行います。
ご苦労さまでした。

(延会 午後 4時19分)